

蕪崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月
蕪崎市
社会福祉法人 蕪崎市社会福祉協議会

はじめに

本市では、平成27年3月に「市民参加で支え合える地域づくり」「安心して暮らせる仕組みづくり」「健康で生きがいをもって社会参加できる環境づくり」の3つを基本目標とする「韮崎市地域福祉計画」を策定し、地域の方々と共に計画に掲げる地域福祉の推進を図ってまいりました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の進行をはじめ、高齢者の単身世帯などが増加する中で地域におけるさまざまな課題が顕在化していること、またコロナ禍を経て、市民生活のさまざまな場面において地域社会のつながりや支え合いの意識に変化が生じてきております。

今般策定したこの計画では、こうした地域社会の変化等を踏まえ、「地域の絆で支え合う 思いやりあふれるまち にらさき」を基本理念に「地域福祉の心を持った人づくり」「市民みんなで支え合うネットワークづくり」「すべての市民が安心な生活を送れる仕組みづくり」「誰もが快適に暮らせる環境づくり」の4つを基本目標として新たに掲げてまいります。そして、すべての人が地域で支え合うまちづくりに向けた取組を促進するとともに、韮崎市社会福祉協議会をはじめ関係団体の皆様と協働により地域のつながりが活性化することで、地域福祉のさらなる推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査を通し貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、多大なご協力を賜りました「韮崎市地域福祉計画策定懇話会」の委員の皆様並びに関係各位に厚く御礼申し上げます。



令和7年3月

韮崎市長 内藤 久夫

はじめに

本計画は、新たな福祉ニーズに対応した取組をより一層充実させていくため、従来、蕪崎市の策定する「地域福祉計画」とその計画の下に本会の策定する「地域福祉活動計画」を、両者が連携、協働し「蕪崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体的に策定したもので、地域共生社会の実現に向けた施策や事業に取り組むとしたものがあります。

前計画の後半に発生した、新型コロナウイルス感染症は、その抑制への取組において、経済・社会活動の制限等生活様式の変化を招き、感染対策が進む反面、生活困窮者の増加や地域で孤立・孤独化が進行する事態を招くなど、複雑かつ多様な生活・福祉課題を顕在化させることとなりました。

また、従前からの少子高齢化による人口構造の変化、核家族化や価値観の多様化などに加え、新たに社会問題化している、長期化する子どものひきこもりからの8050問題やヤングケアラーの問題など、現状の福祉制度では支援が難しい制度の狭間の課題、地域福祉活動を担う人材の不足等支援する体制の弱体化など、容易に解決できない新たな課題があることが明らかになっています。

さらに、毎年のように繰り返される大規模な自然災害の発生を契機に、改めて「自助・共助・公助」により支え合うことの大切さが再認識されたことから、前述のとおり希薄になっている人と人、人と地域のつながりを取り戻すための取組や仕組みづくりが必要かつ不可欠となっています。

本計画は、前計画を基礎として、蕪崎市と協働して市民アンケートを実施し、生活実態や福祉ニーズ、解決すべき課題や対策などを把握した上で、地域福祉を担うマンパワーの充実、市民と地域のつながりの強化、適切なサービス提供についての方策を計画にとりまとめたものです。

多様化・複雑化している地域福祉の課題の解決には、市民一人ひとりが我が事として、解決に向けて取り組むことが求められており、市民の皆様が私どもと共に新たな地域福祉活動を推進していただきますようご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、地域の課題や解決策を真摯にご議論いただきました「蕪崎市地域福祉計画策定懇話会」の皆様、また多方面にわたりご意見をいただきました関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人

蕪崎市社会福祉協議会 会長 水川 勉



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定方法	4
5. SDGs（持続可能な開発目標）の推進	4
第2章 韮崎市の地域福祉を取り巻く現状	5
1. 統計データからみる市の現状	5
2. 市民アンケート調査結果からみる市の現状	17
第3章 計画の基本的な考え方	34
1. 基本理念	34
2. 基本目標	35
3. 施策の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標1 地域福祉の心を持った人づくり	37
基本目標2 市民みんなで支え合うネットワークづくり	47
基本目標3 すべての市民が安心な生活を送れる仕組みづくり	62
基本目標4 誰もが快適に暮らせる環境づくり	78
第5章 計画の推進に向けて	85
1. 計画の普及・啓発	85
2. 関係主体間の連携の推進	85
3. 庁内推進体制の構築	85
4. 計画の進行管理	85
資料編	86
1. 韮崎市地域福祉計画策定懇話会要綱	86
2. 韮崎市地域福祉計画策定懇話会委員名簿	87
3. 計画の策定経過	88
4. 用語解説	89

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化や人口減少が進行している中、ライフスタイルの多様化等により地域を取り巻く課題は大きく変化しています。地域からの孤立、子どもや高齢者に対する虐待、8050問題、子育てと介護が同時期に発生する状態を指すダブルケア、本来は大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話を日常的に行っている子どもを指すヤングケアラー、さらに制度の狭間の課題の顕在化など、新たな社会的な課題も生じており、福祉へのニーズは複雑化・複合化しています。

このような中、すべての人が住み慣れた地域の中で孤立することなく一個人が尊重され、安心して生活を送るために、市民参加による幅広い地域福祉の取組や、ボランティア・NPO法人及び事業所等が地域と相互に連携し、地域全体で支え合う社会の実現が求められています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や、地域住民や地域団体のどちらかが「支え手」や「受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「まるごと」つながることで、子ども・高齢者・障がい者などのすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することを目指す方針が提示されました。

本計画は、本市の行政計画である「韮崎市地域福祉計画」と、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした組織である韮崎市社会福祉協議会の「韮崎市地域福祉活動計画」の計画期間がともに最終年度を迎えることから、国の動向やこれまでの本市における地域福祉に関わる取組の実施状況、社会環境・生活課題の変化等を踏まえつつ、新たな福祉ニーズに対応した取組をより一層充実させていくため、本市と韮崎市社会福祉協議会が連携・協働し、「韮崎市地域福祉計画」と「韮崎市地域福祉活動計画」を「韮崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の目的

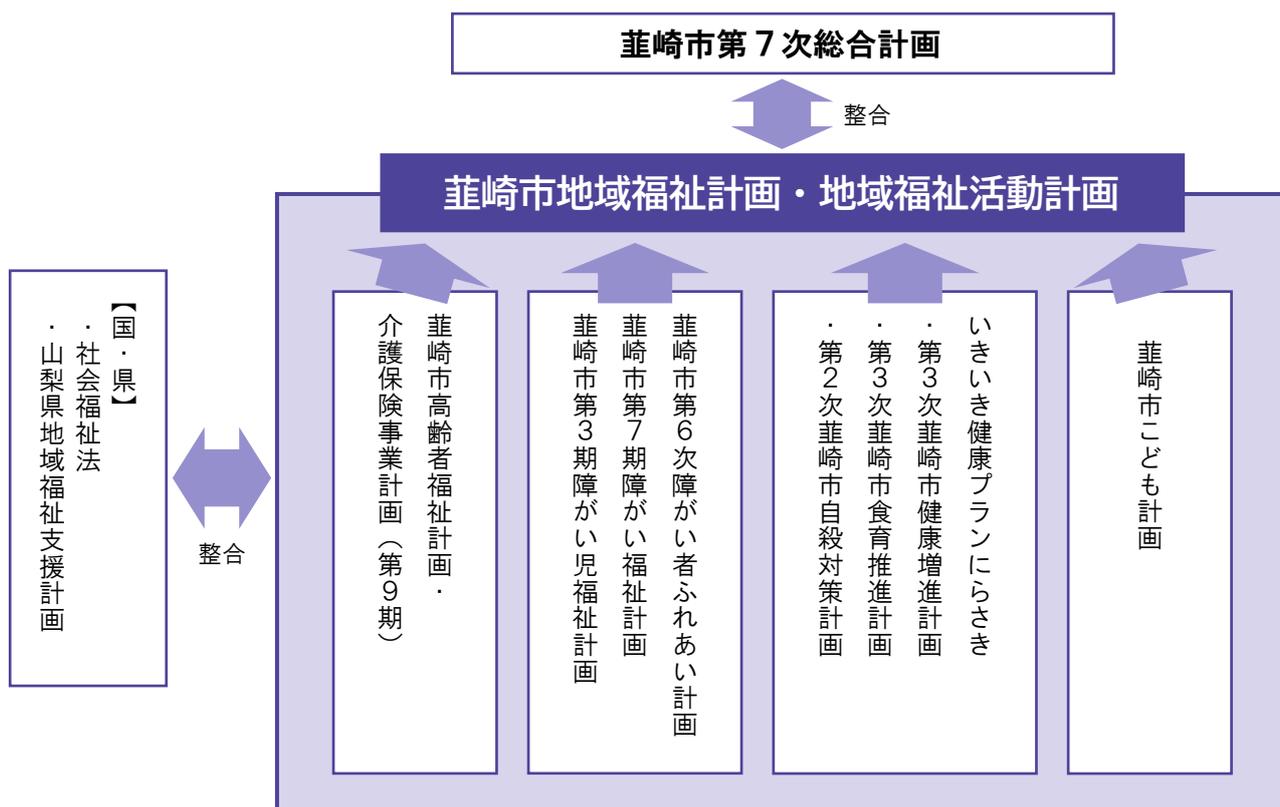
「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第 107 条に規定されている市町村地域福祉計画であり、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」としての性格を持つものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、法律上の規定はなく、「社会福祉法」第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会を中心に、さまざまな主体が相互に協力して地域福祉を実践するため、社会福祉協議会が策定する住民の行動計画です。「地域福祉計画」の理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を考える計画となります。

「韮崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、本市において、誰もが住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送るために、地域の現状と課題を取り込み、地域住民・社会福祉の事業者・福祉関係団体・社会福祉協議会等と本市の協働による地域福祉活動を推進することを目的としています。

(2) 韮崎市諸計画との位置づけ

本計画は「韮崎市第 7 次総合計画後期基本計画」を上位計画とし、整合を図っています。また、地域福祉の推進にあたっての理念や、地域福祉を推進するための施策を定め、これを高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、健康増進計画、こども計画等の福祉分野における個別・分野別計画の上位計画として、地域福祉を総合的に推進するための計画です。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。なお、関連法等の改正や社会情勢の大きな変化に対応して、必要に応じて見直しを図っていきます。

	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
総合計画	第7次					第8次		
地域福祉計画	前期計画			本計画 (一体的に策定)				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	前期計画							
こども計画	※			第1期				
障がい者 ふれあい計画	第5次		第6次					
障がい福祉計画	第6期		第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期		第3期			第4期		
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期		第9期			第10期		
健康増進計画	第3次				第4次(期間未定)			
食育推進計画	第3次				第4次(期間未定)			
自殺対策計画	第2次				第3次(期間未定)			

※…韮崎市第2期子ども・子育て支援事業計画

4. 計画の策定方法

(1) 市民に対するアンケート調査の実施

市民のニーズを計画に反映させるため、地域福祉に関する市民アンケートを実施し、計画策定の参考にしました。

(2) 韮崎市地域福祉計画策定懇話会での審議

地域住民代表、関係団体代表、福祉関係者、行政職員等によって構成する「韮崎市地域福祉計画策定懇話会」を設置し、計画の策定について審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案作成後、ホームページ上でパブリックコメントを募集しましたが、意見等はありませんでした。

【パブリックコメントの実施期間・方法】

実施期間：令和6年12月20日～令和7年1月17日

意見の提出方法：指定する場所への書面の提出、郵便、FAX、電子メール

5. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、平成27年9月に国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までに達成を目指す国際目標です。SDGsは「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための17の長期的なビジョン（ゴール）と169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成されています。

本計画の上位計画である「韮崎市第7次総合計画」において、このSDGsを推進することから、本計画においてもSDGsを踏まえて福祉施策を推進していくこととします。

本計画と主に関連があるとする長期的なビジョン（ゴール）は以下の10項目です。

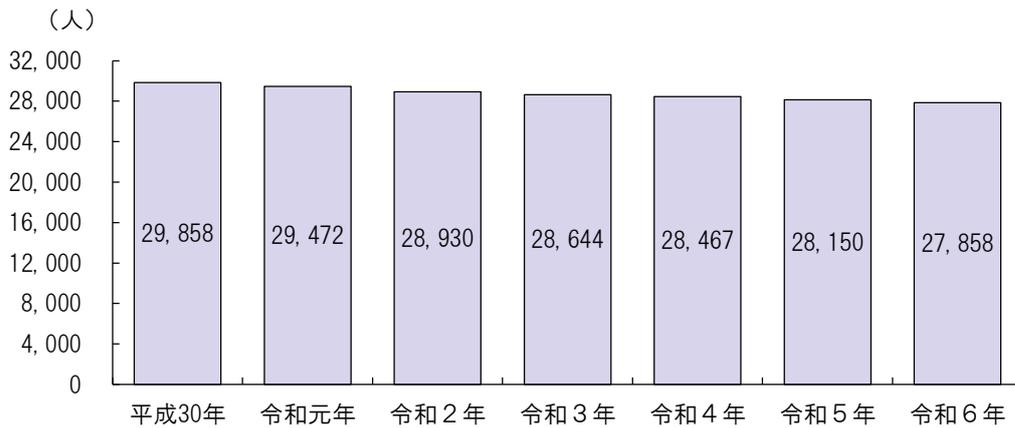


第2章 韮崎市の地域福祉を取り巻く現状

1. 統計データからみる市の現状

(1) 人口・世帯の推移

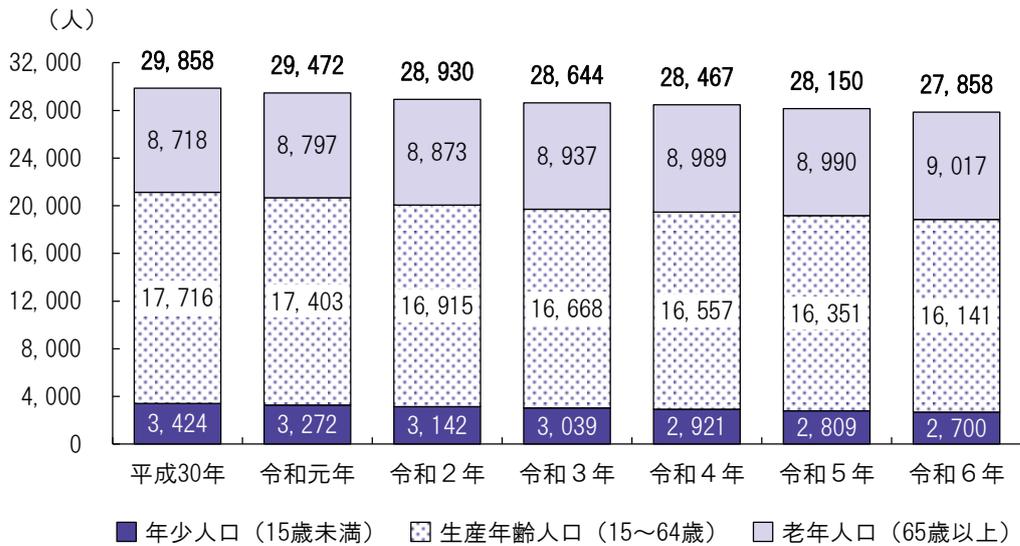
【総人口の推移】



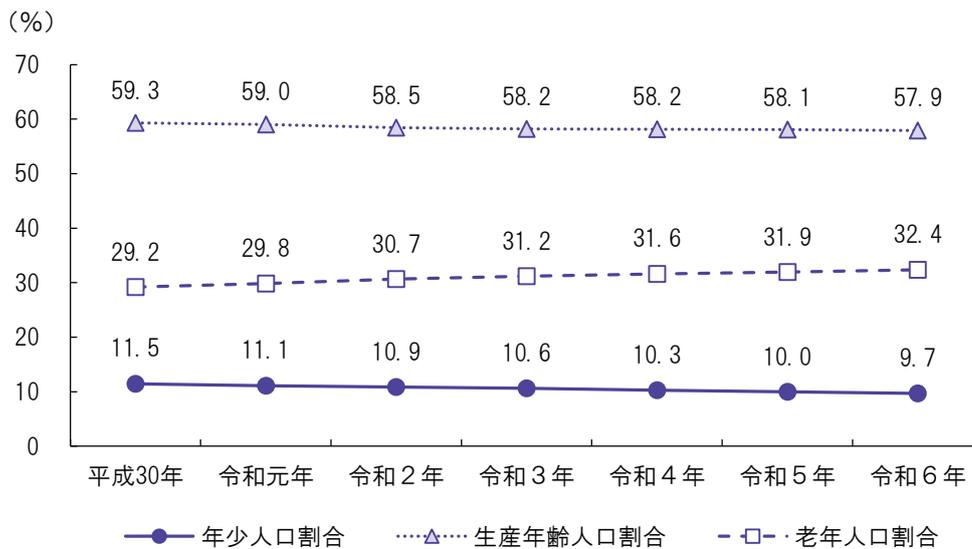
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

本市の総人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年は27,858人となっています。平成30年と比較すると、2,000人少なくなっています。

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）・生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、令和6年は年少人口（15歳未満）において2,700人、生産年齢人口（15～64歳）においては16,141人となっています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、令和5年は9,017人となっています。

年齢3区分別人口割合は、老年人口割合が増加傾向にあり、令和6年は32.4%となっています。年少人口割合との差が年々広がっています。

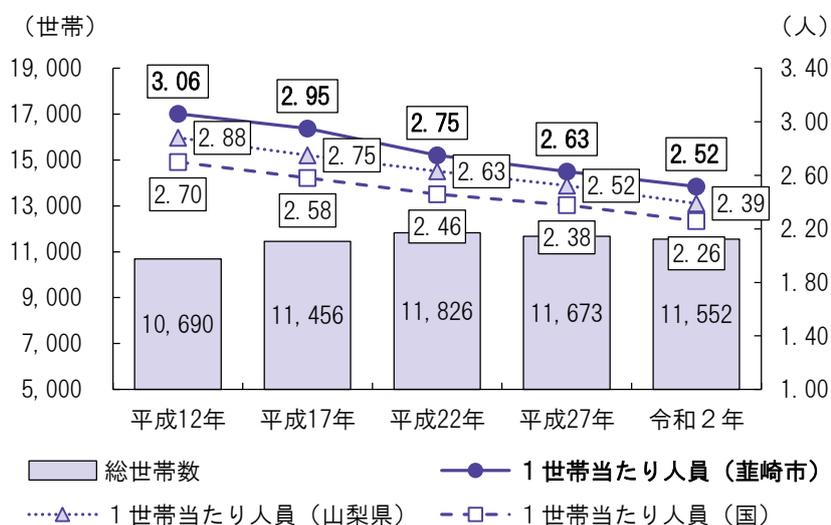
【地区別人口の状況】

	人口（人）	構成比（％）
韮崎地区	7,037	24.2
穂坂地区	2,138	7.4
藤井地区	4,745	16.3
中田地区	1,399	4.8
穴山地区	1,349	4.6
円野地区	783	2.7
清哲地区	983	3.4
神山区	1,071	3.7
旭地区	3,267	11.2
大草地区	2,727	9.4
龍岡地区	3,568	12.3
合計	29,067	100.0

資料：令和2年国勢調査

令和2年における地区別人口構成比をみると、「韮崎地区」が24.2%とほかの地区と比べて最も多く、次いで「藤井地区」が16.3%、「龍岡地区」が12.3%となっています。

【世帯数の推移（国・県との比較）】



資料：国勢調査

※総世帯数は、一般世帯数と施設等の世帯数を合計したものの

世帯数の推移をみると、総世帯数は平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年以降は減少しており、令和2年は11,552世帯となっています。

1世帯当たり人員を国・県と比較すると、国・県の平均より上回っていますが、減少傾向で推移しています。

【地区別世帯数の状況】

	世帯数（世帯）	構成比（％）	人口（人）	1世帯当たり 人員（人）
韮崎地区	3,084	26.7	7,037	2.28
穂坂地区	791	6.8	2,138	2.70
藤井地区	1,935	16.8	4,745	2.45
中田地区	549	4.8	1,399	2.55
穴山地区	520	4.5	1,349	2.59
円野地区	331	2.9	783	2.37
清哲地区	379	3.3	983	2.59
神山地区	439	3.8	1,071	2.44
旭地区	1,074	9.3	3,267	3.04
大草地区	1,049	9.1	2,727	2.60
龍岡地区	1,401	12.1	3,568	2.55
合計	11,552	100.0	29,067	2.52

資料：令和2年国勢調査

令和2年における地区別世帯構成比をみると、「韮崎地区」が26.7%とほかの地区と比べて最も多く、次いで「藤井地区」が16.8%、「龍岡地区」が12.1%となっています。

1世帯当たり人員は、「旭地区」が3.04人と最も多くなっています。一方、「韮崎地区」は2.28人と最も少なくなっています。

【子どものいる世帯数の推移】

(世帯)

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
18 歳未満の児童のいる世帯数	3,184	2,736	2,307
6 歳未満の児童のいる世帯数	1,129	989	826
18 歳未満の児童のいる母子家庭世帯数	256	170	147
18 歳未満の児童のいる父子家庭世帯数	32	24	18

資料：国勢調査

子どものいる世帯数の推移をみると、全体的に減少傾向で推移しており、令和2年の18歳未満の児童のいる世帯数は2,307世帯となっています。

【高齢者世帯数の推移】

(世帯)

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
ひとり暮らし高齢者世帯数	1,992	2,051	2,107	2,257	2,288	2,347
高齢者夫婦世帯数	1,547	1,595	1,626	1,636	1,660	1,683

資料：韮崎市長寿介護課（各年4月1日現在）

高齢者世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、令和6年のひとり暮らし高齢者世帯数は2,347世帯、高齢者夫婦世帯数は1,683世帯となっています。平成31年と比較すると、ひとり暮らし高齢者世帯数は355世帯、高齢者夫婦世帯数は136世帯多くなっています。

【婚姻・離婚件数の推移】

(件)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
婚姻件数	111	85	90	99	98
離婚件数	39	33	44	48	26

資料：韮崎市市民生活課、長寿介護課（各年10月1日現在）

婚姻件数の推移をみると、おおむね減少傾向で推移しており、令和5年は98件となっています。離婚件数の推移をみても、おおむね減少傾向で推移しており、令和5年は26件となっています。

【生活保護世帯数の推移】

(世帯)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活保護世帯数	120	123	123	121	128	133

資料：韮崎市福祉課（行政報告例 各年4月分報告より）

生活保護世帯数の推移をみると、令和4年までは120～123世帯でしたが、令和5年以降は増加傾向となっており、令和6年は133世帯となっています。平成31年と比較すると、13世帯多くなっています。

(2) 子どもの現状

【出生数及び出生率の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生数(人)	167	154	165	129	162	121
出生率(人口千対)	5.6	5.2	5.7	4.5	5.7	4.2

資料：韮崎市市民生活課（各年度末現在）

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移していますが、令和5年度は121人となっており、平成30年度と比較すると、46人少なくなっています。

出生率も同様で、令和5年度は4.2となっており、平成30年度と比較すると、1.4ポイント低下しています。

【合計特殊出生率の推移（国・県との比較）】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
韮崎市	1.26	1.25	1.23	1.18	1.21	1.13
山梨県	1.53	1.44	1.48	1.43	1.40	1.32
国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

資料：市…韮崎市健康づくり課
 県………山梨県統計資料
 国………人口動態統計

合計特殊出生率の推移をみると、低下傾向で推移しており、令和4年に上昇しましたが、令和5年には再び低下して1.13となっています。平成30年と比較すると、0.13ポイント低下しています。国・県と比較すると、国・県の平均より下回って推移しています。

【児童・生徒数の推移】

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼稚園児数	253	242	212	182	167	158
保育園児数	496	506	489	506	385	383
認定こども園児数	90	95	106	101	195	193
小学校児童数	1,385	1,296	1,224	1,176	1,145	1,119
中学校生徒数	758	748	744	694	651	620
合計	2,982	2,887	2,775	2,659	2,543	2,473

資料：韮崎市こども子育て課、教育課（各年5月1日現在）

児童・生徒数の推移をみると、令和元年から令和6年までの間に認定こども園児数は倍増していますが、その他は減少傾向で推移しています。また、児童・生徒数の合計は令和6年において2,473人となっており、令和元年と比較すると、509人少なくなっています。

(3) 高齢者の現状

【シニアクラブの会員数及び単位クラブ数の推移】

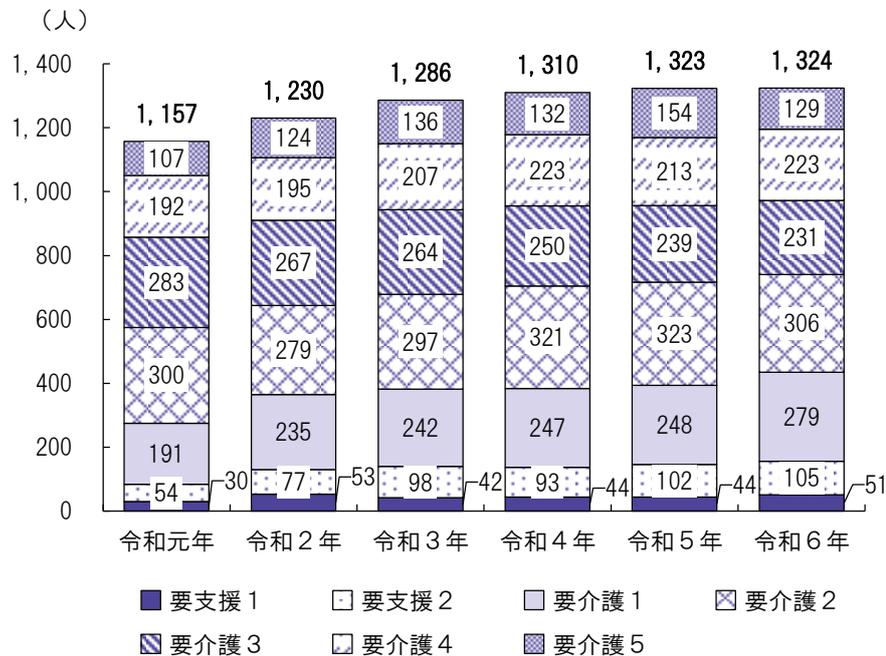
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
会員数 (人)	1,423	1,132	1,012	977	946	924
単位クラブ数 (クラブ)	54	41	36	36	33	33

資料：韮崎市長寿介護課（各年4月1日現在）

シニアクラブの会員数の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年は924人となっています。平成31年と比較すると、499人少なくなっています。

単位クラブ数は、ゆるやかに減少しており、令和6年は33クラブとなっています。

【要介護（要支援）認定者数の推移】

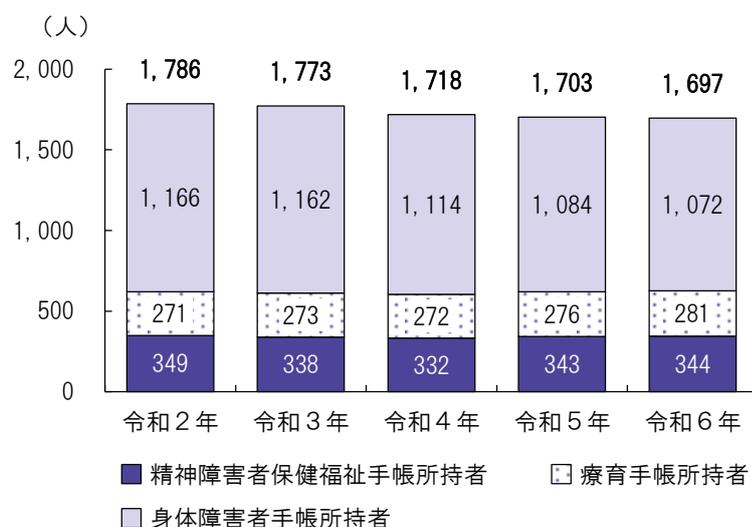


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和6年は1,324人となっています。令和元年と比較すると、167人増加しています。

(4) 障がい者等の現状

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：韮崎市福祉課（各年4月1日現在）

障害者手帳所持者数の推移をみると、ゆるやかに減少しており、令和6年は1,697人となっています。令和2年と比較すると、89人少なくなっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

(人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1級	364	374	367	355	354	345
2級	141	139	139	141	139	146
3級	187	190	191	190	187	180
4級	331	315	316	294	278	269
5級	75	75	77	72	68	69
6級	73	73	72	62	58	63
合計	1,171	1,166	1,162	1,114	1,084	1,072

資料：韮崎市福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、ゆるやかに減少しており、令和6年は1,072人となっています。平成31年と比較すると、99人少なくなっています。

等級別にみると、どの年においても重度（1級、2級）の割合が4割を超えており、その割合は年々増加しています。

【療育手帳所持者数の推移】

(人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
【18歳未満】						
A（最重度、重度）	13	12	15	15	14	17
B（中度、軽度）	41	42	40	32	37	39
小計	54	54	55	47	51	56
【18歳以上】						
A（最重度、重度）	87	103	104	101	103	102
B（中度、軽度）	108	114	114	124	122	123
小計	195	217	218	225	225	225
合計	249	271	273	272	276	281

資料：韮崎市福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳所持者数の推移をみると、増減を繰り返しながら増加傾向で推移しており、令和6年は281人となっています。平成31年と比較すると、32人多くなっています。

年齢別にみると、18歳未満において47人～56人の間で推移しています。18歳以上においては令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年以降は225人の横ばいで推移しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1級	41	36	28	30	28	28
2級	228	248	245	235	240	227
3級	58	65	65	67	75	89
合計	327	349	338	332	343	344

資料：韮崎市福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和6年は344人となっています。平成31年と比較すると、17人多くなっています。

(5) 地域の現状

【自治会加入率の推移】

(%)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自治会加入率	70.2	69.5	69.1	68.0	67.3	65.9

資料：韮崎市総務課（各年4月1日現在）

自治会加入率の推移をみると、減少傾向にあり、令和2年以降7割未満が続いており、令和6年は65.9%となっています。平成31年と比較すると、4.3ポイント減少しています。

【ボランティア登録者数の推移】

(人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録者数	668	620	592	569	576	526

資料：韮崎市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

ボランティア登録者数の推移をみると、おおむね減少傾向にあり、令和6年は526人となっています。平成31年と比較すると、142人少なくなっています。

【虐待相談件数の推移】

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談件数	41	33	42	31	28
高齢者虐待相談件数	14	47	52	116	33
障がい者虐待相談件数	1	1	0	3	2

資料：韮崎市福祉課、こども子育て課、長寿介護課

虐待相談件数の推移をみると、児童虐待相談件数は、おおむね減少傾向にあり、令和3年度に増加しましたが、令和4年度以降は再び減少して、令和5年度は28件となっています。令和元年度と比較すると、13件少なくなっています。

高齢者虐待相談件数は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和4年度では100件を超えていましたが、令和5年度は大きく減少し、33件となっています。

※令和4年度は、施設虐待が発生したことにより、対応件数の一時的な増加がみられています。

【民生委員への相談件数の推移】

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員への相談件数	1,645	1,854	2,037	1,729	1,998

資料：韮崎市長寿介護課

民生委員への相談件数の推移をみると、増減を繰り返しながらも増加傾向で推移しており、令和5年度は1,998件となっています。令和元年度と比較すると、353件多くなっています。

2. 市民アンケート調査結果からみる市の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

市民の方より地域福祉に関するご意見をいただき、「韮崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の基礎資料にするため、アンケート調査を実施しました。

②調査対象及び調査方法

対象者	対象者数	調査方法
韮崎市在住の18歳以上の方	1,500人（無作為抽出）	郵送配付・郵送回収

③調査期間

令和5年11月29日～12月15日

④回収結果

発送数	有効回収数	有効回収率
1,500件	578件	38.5%

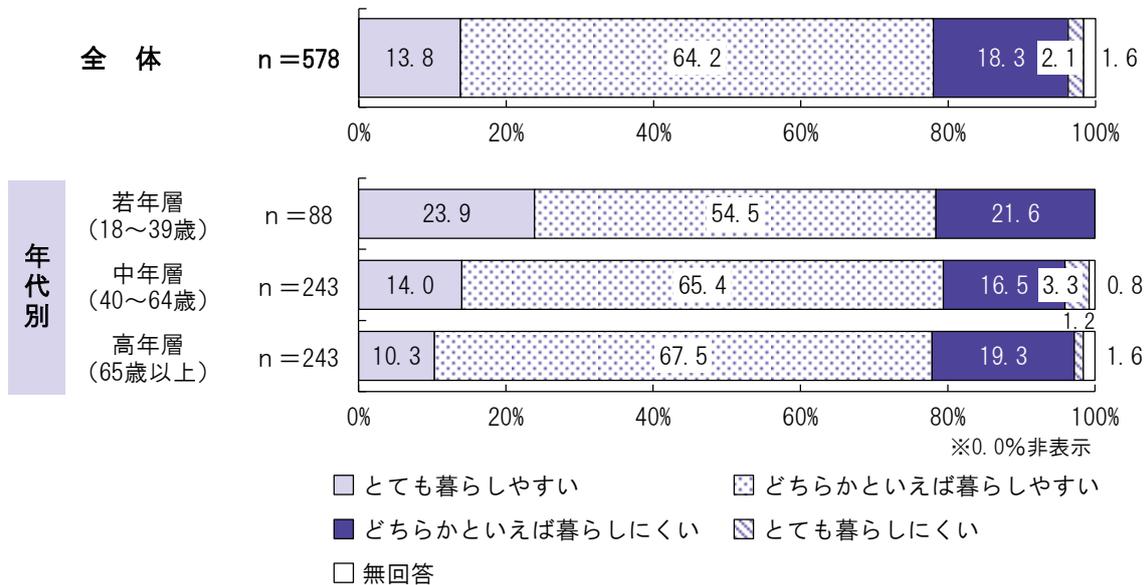
⑤結果をみる際の注意事項

- 回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならないことや、複数の合計が合わないことがあります。
- 複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- グラフ中の「n (Number of caseの略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- グラフ中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- 年代別のグラフに対するコメントは、それぞれ5.0ポイント以上の差がある回答についてのみ掲載しています。

(2) 調査結果の抜粋

①地域での暮らし・地域福祉について

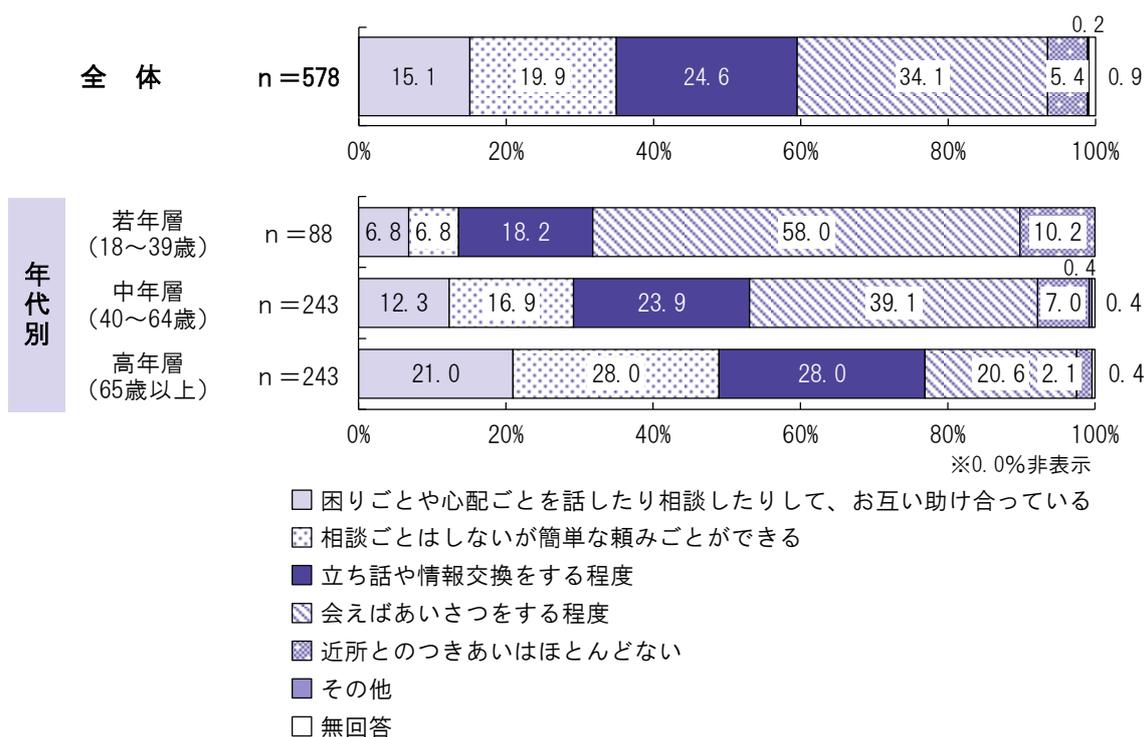
【蕨崎市は暮らしやすいまちだと思うか】



蕨崎市は暮らしやすいまちだと思うかは、「どちらかといえば暮らしやすい」が64.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば暮らしにくい」が18.3%、「とても暮らしやすい」が13.8%などとなっています。また、『暮らしやすい』（「とても暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」の合計）は78.0%、『暮らしにくい』（「とても暮らしにくい」と「どちらかといえば暮らしにくい」の合計）は20.4%となっています。

年代別で見ると、若年層において「とても暮らしやすい」が23.9%とほかの年代と比べて多く、「どちらかといえば暮らしやすい」が54.5%と少なくなっています。また、「どちらかといえば暮らしやすい」は年代が上がるにつれて多くなり、「とても暮らしやすい」は少なくなる傾向がみられます。

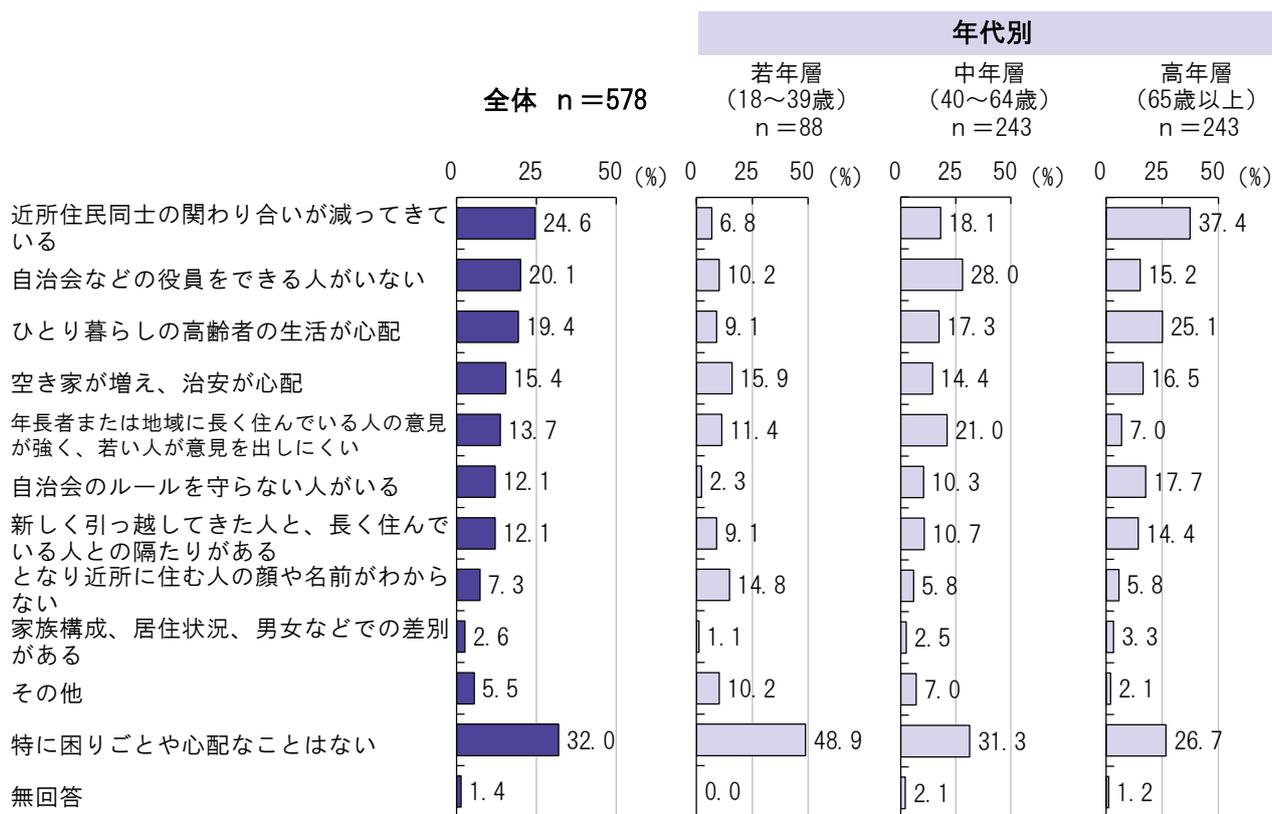
【近所の方との関係】



近所の方との関係は、「会えばあいさつをする程度」が34.1%と最も多く、次いで「立ち話や情報交換をする程度」が24.6%、「相談ごとはしないが簡単な頼みごとができる」が19.9%などとなっています。

年代別でみると、若年層において「会えばあいさつをする程度」が58.0%とほかの年代と比べて多くなっています。高年層においては「困りごとや心配ごとを話したり相談したりして、お互い助け合っている」「相談ごとはしないが簡単な頼みごとができる」が多くなっています。

【地域で生活する中で、困りごとや心配なことがあるか】（※複数回答可）

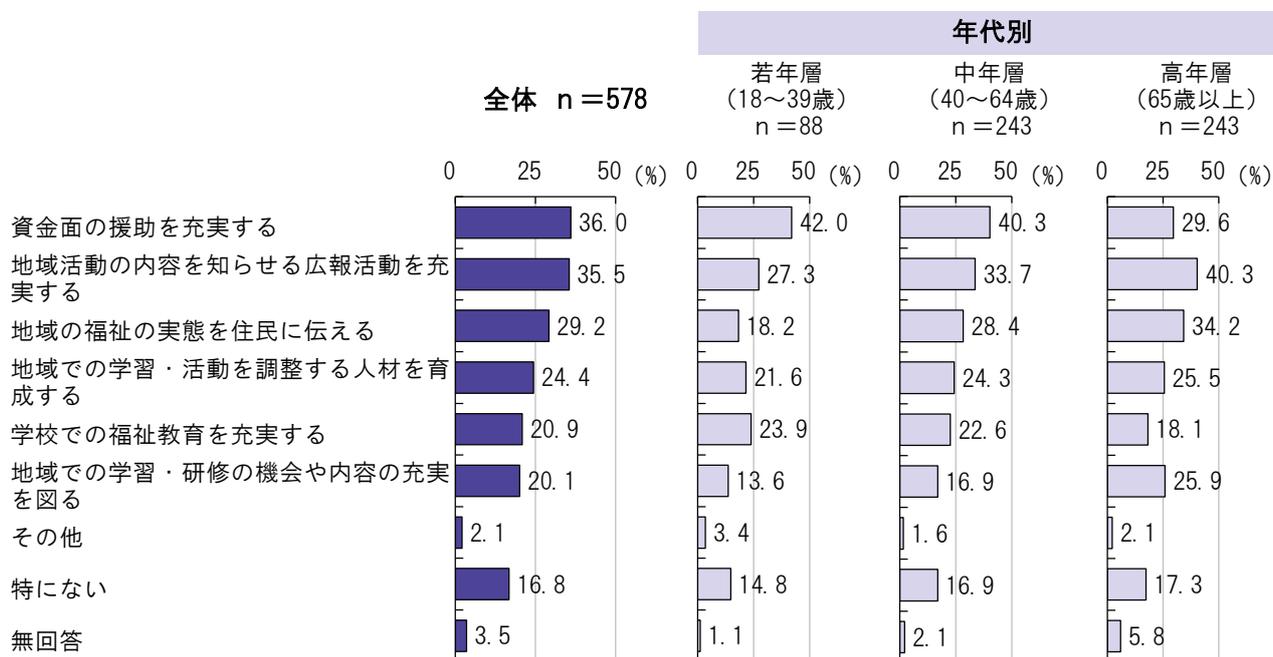


地域で生活する中で、困りごとや心配なことがあるかは、「近所住民同士の関わり合いが減ってきている」が24.6%と最も多く、次いで「自治会などの役員をできる人がいない」が20.1%、「ひとり暮らしの高齢者の生活が心配」が19.4%などとなっています。一方、「特に困りごとや心配なことはない」は32.0%となっています。

年代別でみると、若年層において「となり近所に住む人の顔や名前がわからない」「特に困りごとや心配なことはない」がほかの年代と比べて多く、「近所住民同士の関わり合いが減ってきている」「自治会などの役員をできる人がいない」「ひとり暮らしの高齢者の生活が心配」などが少なくなっています。中年層においては「自治会などの役員をできる人がいない」「年長者または地域に長く住んでいる人の意見が強く、若い人が意見を出しにくい」が多くなっています。高年層においては「近所住民同士の関わり合いが減ってきている」「ひとり暮らしの高齢者の生活が心配」「自治会のルールを守らない人がいる」が多くなっています。

②地域活動などについて

【地域活動の輪を広げるために、今後、市で重要だと考えること】（※複数回答可）

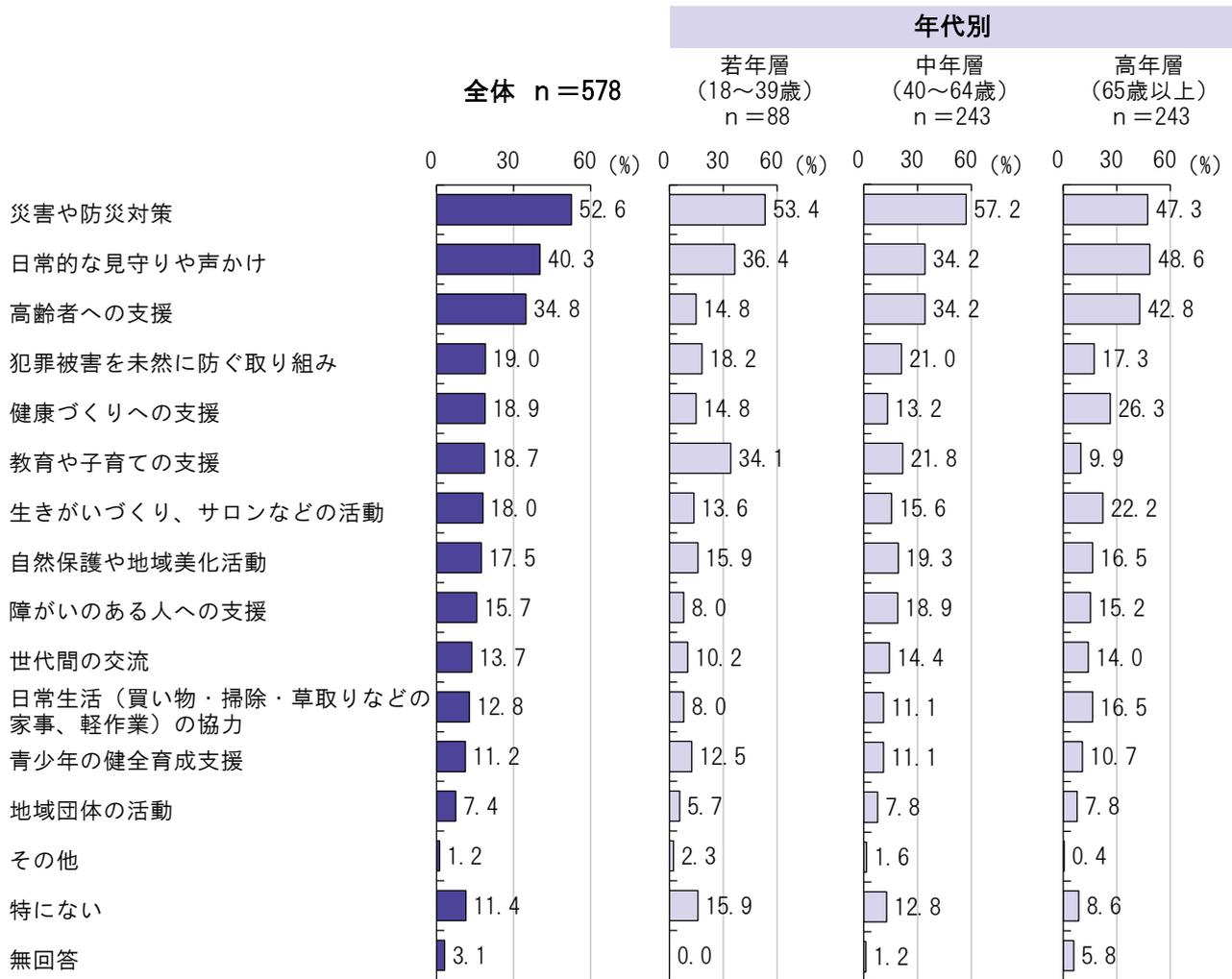


地域活動の輪を広げるために、今後、市で重要だと考えることは、「資金面の援助を充実する」が36.0%と最も多く、次いで「地域活動の内容を知らせる広報活動を充実する」が35.5%、「地域の福祉の実態を住民に伝える」が29.2%などとなっています。

年代別で見ると、若年層において「地域活動の内容を知らせる広報活動を充実する」「地域の福祉の実態を住民に伝える」がほかの年代と比べて少なくなっています。高年層においては「地域活動の内容を知らせる広報活動を充実する」「地域の福祉の実態を住民に伝える」「地域での学習・研修の機会や内容の充実を図る」が多く、「資金面の援助を充実する」が29.6%と少なくなっています。

【地域の中の役割や地域の人が協力して取り組むことについて、特に期待すること】

(※複数回答可)

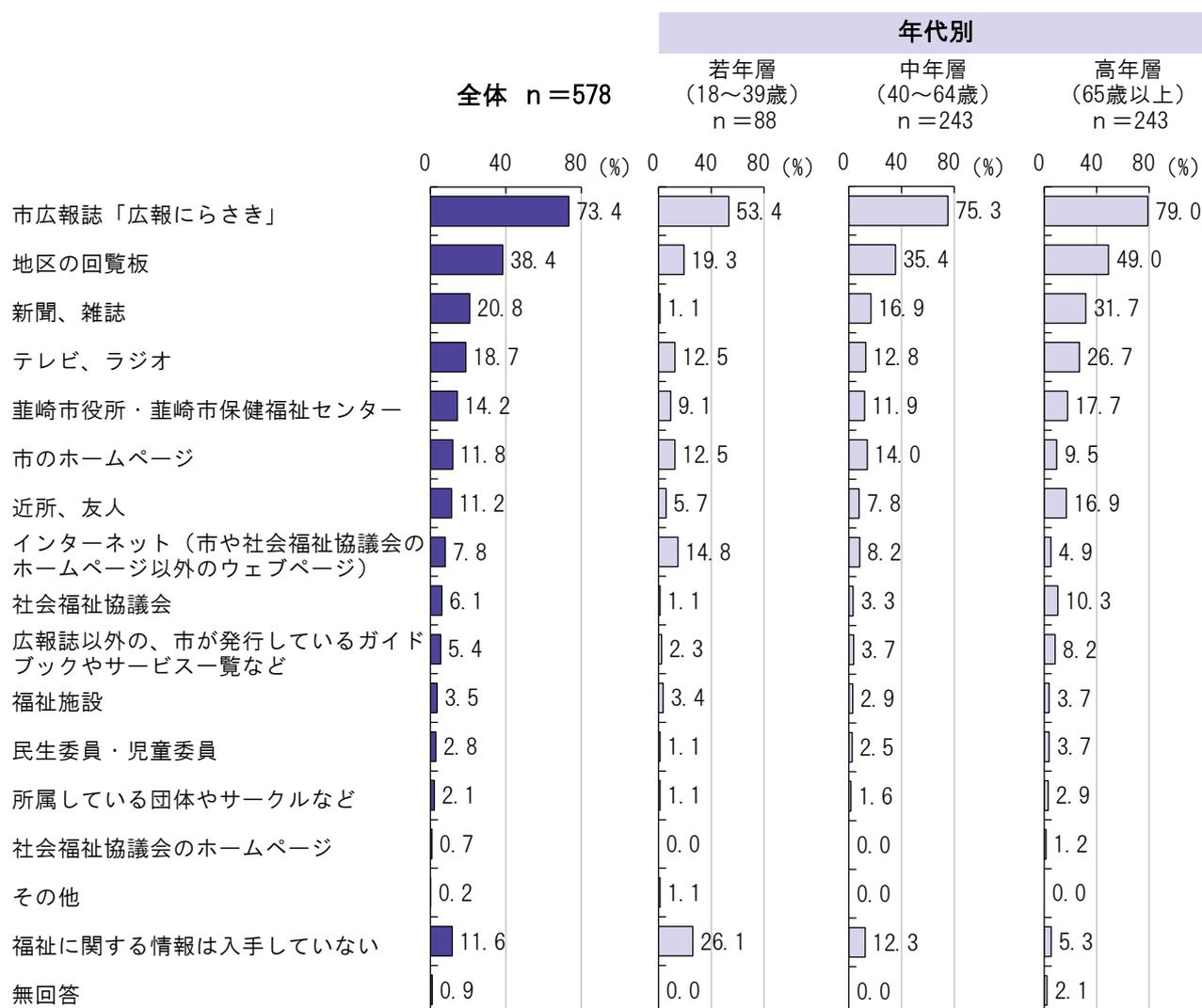


地域の中の役割や地域の人が協力して取り組むことについて、特に期待することは、「災害や防災対策」が52.6%と最も多く、次いで「日常的な見守りや声かけ」が40.3%、「高齢者への支援」が34.8%などとなっています。

年代別でみると、若年層において「教育や子育ての支援」が34.1%とほかの年代と比べて多く、「高齢者への支援」「障がいのある人への支援」が少なくなっています。高年層においては「日常的な見守りや声かけ」「高齢者への支援」「健康づくりへの支援」などが多く、「災害や防災対策」「教育や子育ての支援」が少なくなっています。

③地域福祉に関する情報について

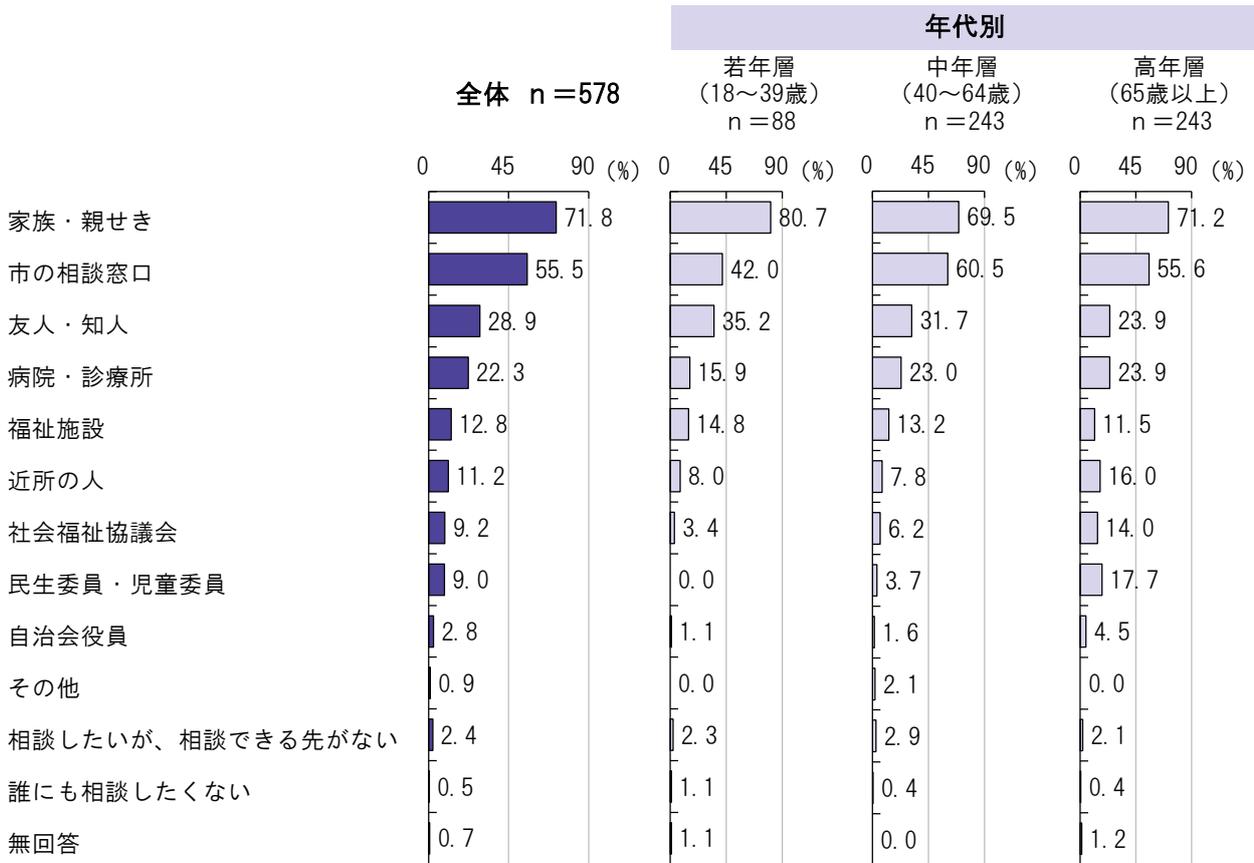
【福祉に関する情報をどこから入手しているか】（※複数回答可）



福祉に関する情報をどこから入手しているかは、「市広報誌『広報にらさき』」が73.4%と最も多く、次いで「地区の回覧板」が38.4%、「新聞、雑誌」が20.8%などとなっています。

年代別でみると、若年層において「インターネット（市や社会福祉協議会のホームページ以外のウェブページ）」「福祉に関する情報は入手していない」がほかの年代と比べて多く、「市広報誌『広報にらさき』」「地区の回覧板」「新聞、雑誌」が少なくなっています。高年層においては「地区の回覧板」「新聞、雑誌」「テレビ、ラジオ」などが多く、「福祉に関する情報は入手していない」が5.3%と少なくなっています。

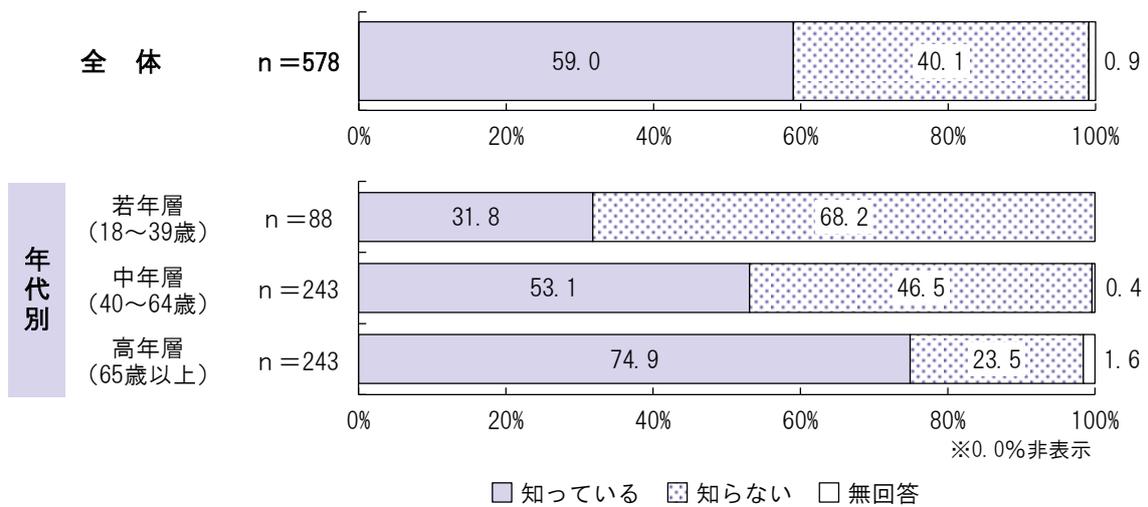
【自分や家族が日常生活で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、
誰（どこ）に相談するか】（※複数回答可）



自分や家族が日常生活で困ったり、福祉サービスが必要になったりしたとき、誰（どこ）に相談するかは、「家族・親せき」が71.8%と最も多く、次いで「市の相談窓口」が55.5%、「友人・知人」が28.9%などとなっています。

年代別でみると、若年層において「家族・親せき」が80.7%とほかの年代と比べて多く、「市の相談窓口」「病院・診療所」が少なくなっています。高年層においては「近所の人」「社会福祉協議会」「民生委員・児童委員」が多く、「友人・知人」が23.9%と少なくなっています。

【蕪崎市社会福祉協議会を知っているか】



蕪崎市社会福祉協議会を知っているかは、「知っている」が59.0%、「知らない」が40.1%となっています。

年代別で見ると、若年層において「知らない」が68.2%とほかの年代と比べて多くなっています。高年層においては「知っている」が74.9%と多くなっています。また、「知っている」は年代が上がるにつれて多くなる傾向がみられます。

【社会福祉協議会の事業のうち、知っているもの】（※複数回答可）



社会福祉協議会の事業のうち、知っているものは、「『社協だより&ボランティアだより』の発行・ホームページ等による情報発信」が47.2%と最も多く、次いで「共同募金に関する事業（出産お祝い品贈呈・新入学児童防犯ブザー贈呈・老人憩いの家備品整備・歳末たすけあい物品贈呈）」が30.3%などとなっています。一方、「知っているものはない」は25.6%となっています。

年代別でみると、若年層において「知っているものはない」が52.3%とほかの年代と比べて多くなっています。中年層においては「知っているものはない」は回答者がいませんでした。高年層においては「『社協だより&ボランティアだより』の発行・ホームページ等による情報発信」「共同募金に関する事業（出産お祝い品贈呈・新入学児童防犯ブザー贈呈・老人憩いの家備品整備・歳末たすけあい物品贈呈）」など、7項目が多くなっています。

【韮崎市社会福祉協議会を知っているか】で「知っている」と答えた方のみ

【社会福祉協議会の事業のうち、知っているもの】（※複数回答可）

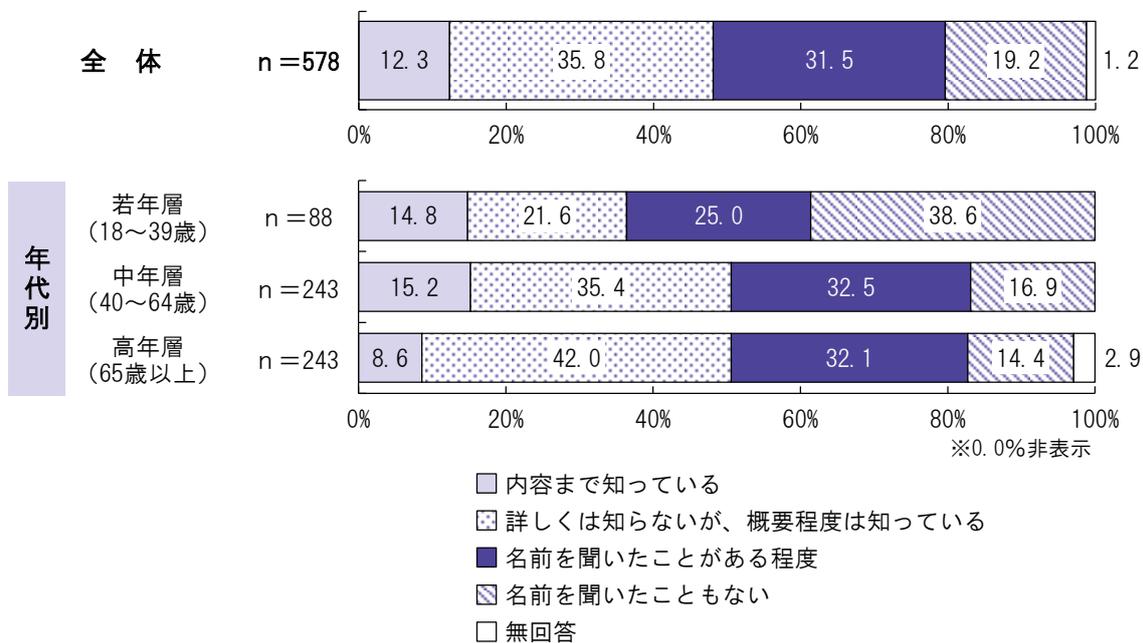


社会福祉協議会の事業のうち、知っているものについて、社会福祉協議会について知っている人に限定してみると、「『社協だより&ボランティアだより』の発行・ホームページ等による情報発信」が63.9%と最も多く、次いで「共同募金に関する事業（出産お祝い品贈呈・新入学児童防犯ブザー贈呈・老人憩いの家備品整備・歳末たすけあい物品贈呈）」が40.8%などとなっています。

年代別は、若年層の件数が少ないため、コメントは割愛します。

④近年の福祉の課題について

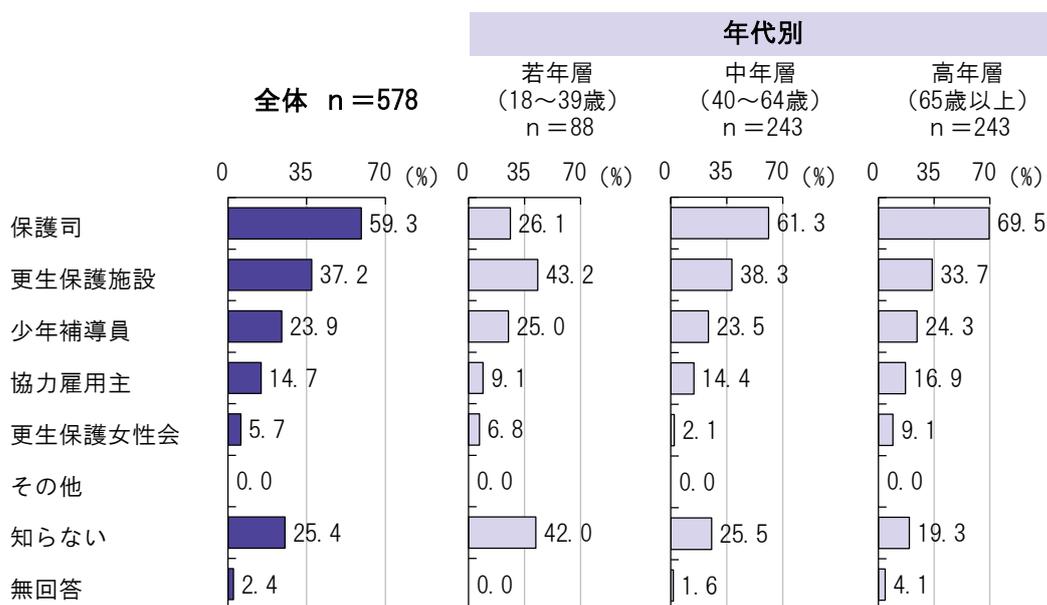
【成年後見制度を知っているか】



成年後見制度を知っているかは、「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」が 35.8%と最も多く、次いで「名前を聞いたことがある程度」が 31.5%、「名前を聞いたこともない」が 19.2%などとなっています。

年代別でみると、若年層において「名前を聞いたこともない」が 38.6%とほかの年代と比べて多く、「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」「名前を聞いたことがある程度」が少なくなっています。高年層においては「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」が 42.0%と多く、「内容まで知っている」が 8.6%と少なくなっています。

【犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすることに協力する民間の協力者として、知っている人や機関】（※複数回答可）

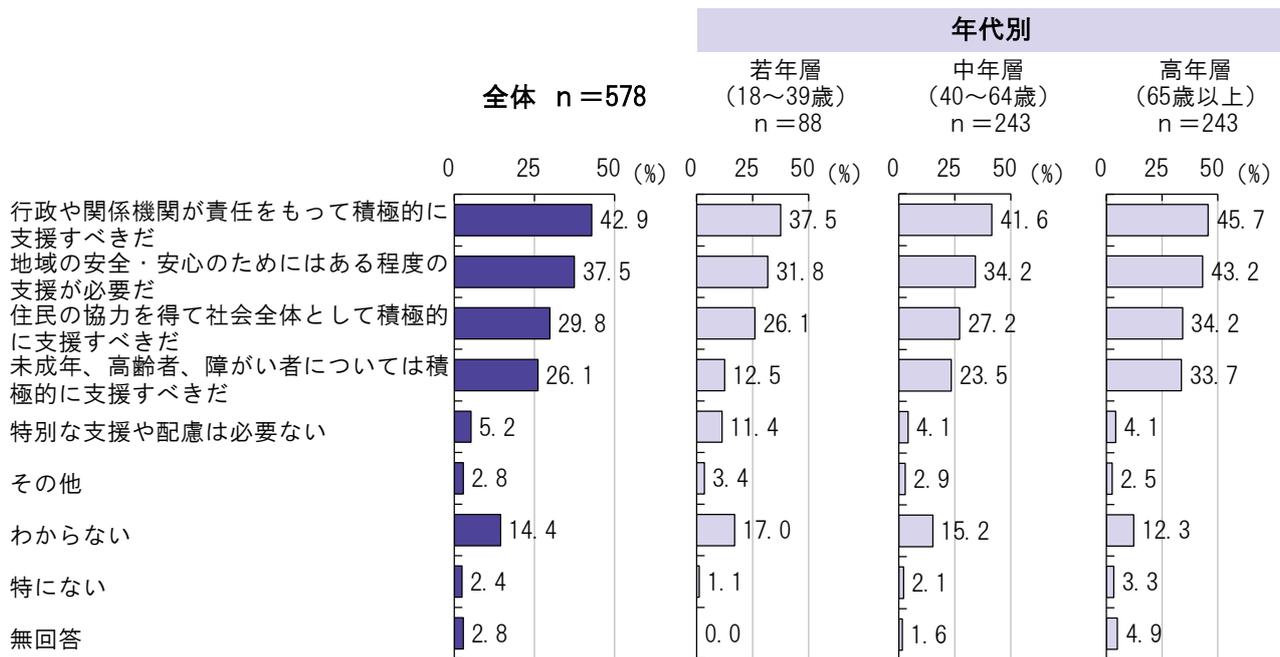


犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすることに協力する民間の協力者として、知っている人や機関は、「保護司」が59.3%と最も多く、次いで「更生保護施設」が37.2%、「少年補導員」が23.9%などとなっています。一方、「知らない」は25.4%となっています。

年代別でみると、若年層において「更生保護施設」「知らない」がほかの年代と比べて多く、「保護司」「協力雇用主」が少なくなっています。高年層においては「保護司」が69.5%と多く、「知らない」が19.3%と少なくなっています。

【再犯防止（犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすること）のために必要だと思うこと】

（※複数回答可）

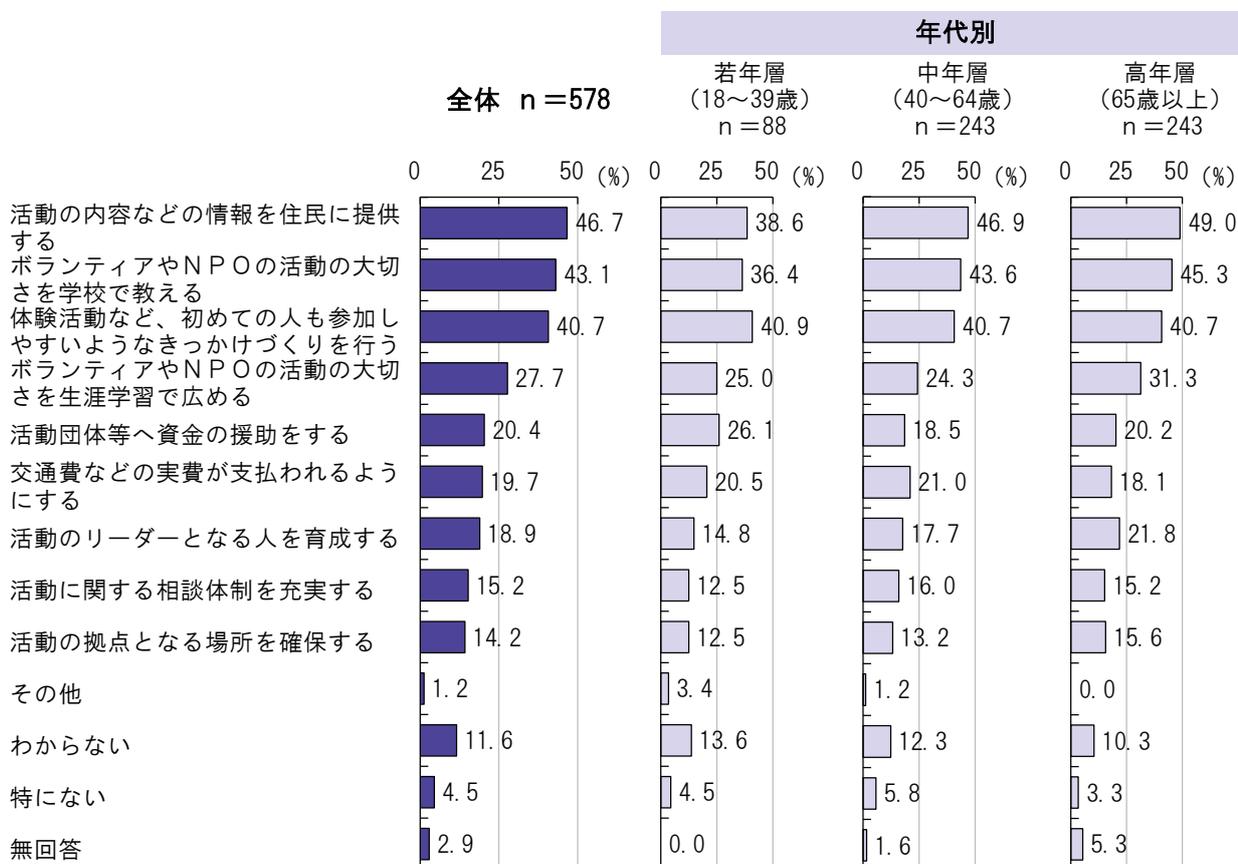


再犯防止（犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすること）のために必要だと思うことは、「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が42.9%と最も多く、次いで「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が37.5%、「住民の協力を得て社会全体として積極的に支援すべきだ」が29.8%などとなっています。

年代別で見ると、若年層において「特別な支援や配慮は必要ない」が11.4%とほかの年代と比べて多く、「未成年、高齢者、障がい者については積極的に支援すべきだ」が12.5%と少なくなっています。高年層においては「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」「住民の協力を得て社会全体として積極的に支援すべきだ」「未成年、高齢者、障がい者については積極的に支援すべきだ」が多くなっています。

⑤今後の福祉のあり方について

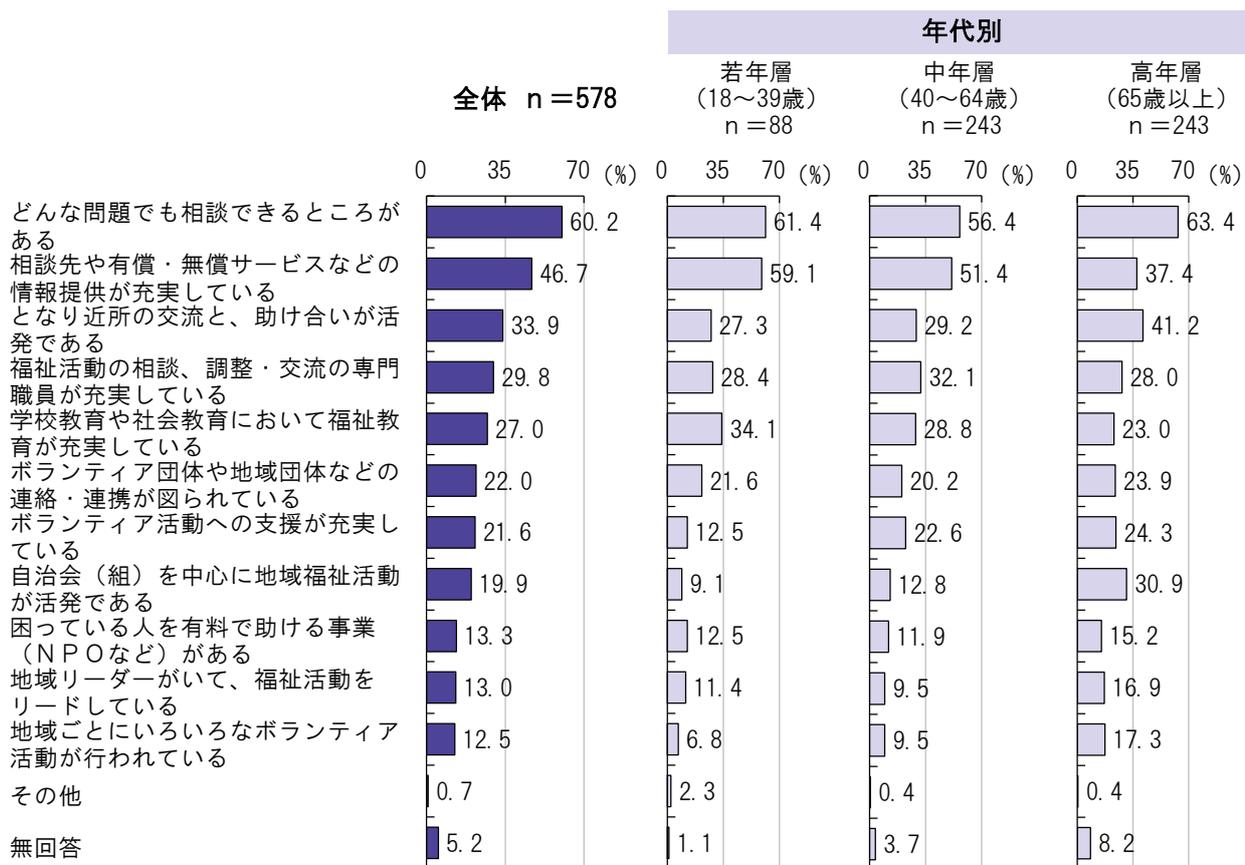
【ボランティアやNPOの活動に必要なだと思うこと】（※複数回答可）



ボランティアやNPO（営利を目的としない社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体）の活動に必要なと思うことは、「活動の内容などの情報を住民に提供する」が46.7%と最も多く、次いで「ボランティアやNPOの活動の大切さを学校で教える」が43.1%、「体験活動など、初めての人も参加しやすいようなきっかけづくりを行う」が40.7%などとなっています。

年代別でみると、若年層において「活動団体等へ資金の援助をする」が26.1%とほかの年代と比べて多く、「活動の内容などの情報を住民に提供する」「ボランティアやNPOの活動の大切さを学校で教える」が少なくなっています。高年層においては「ボランティアやNPOの活動の大切さを生涯学習で広める」が31.3%と多くなっています。

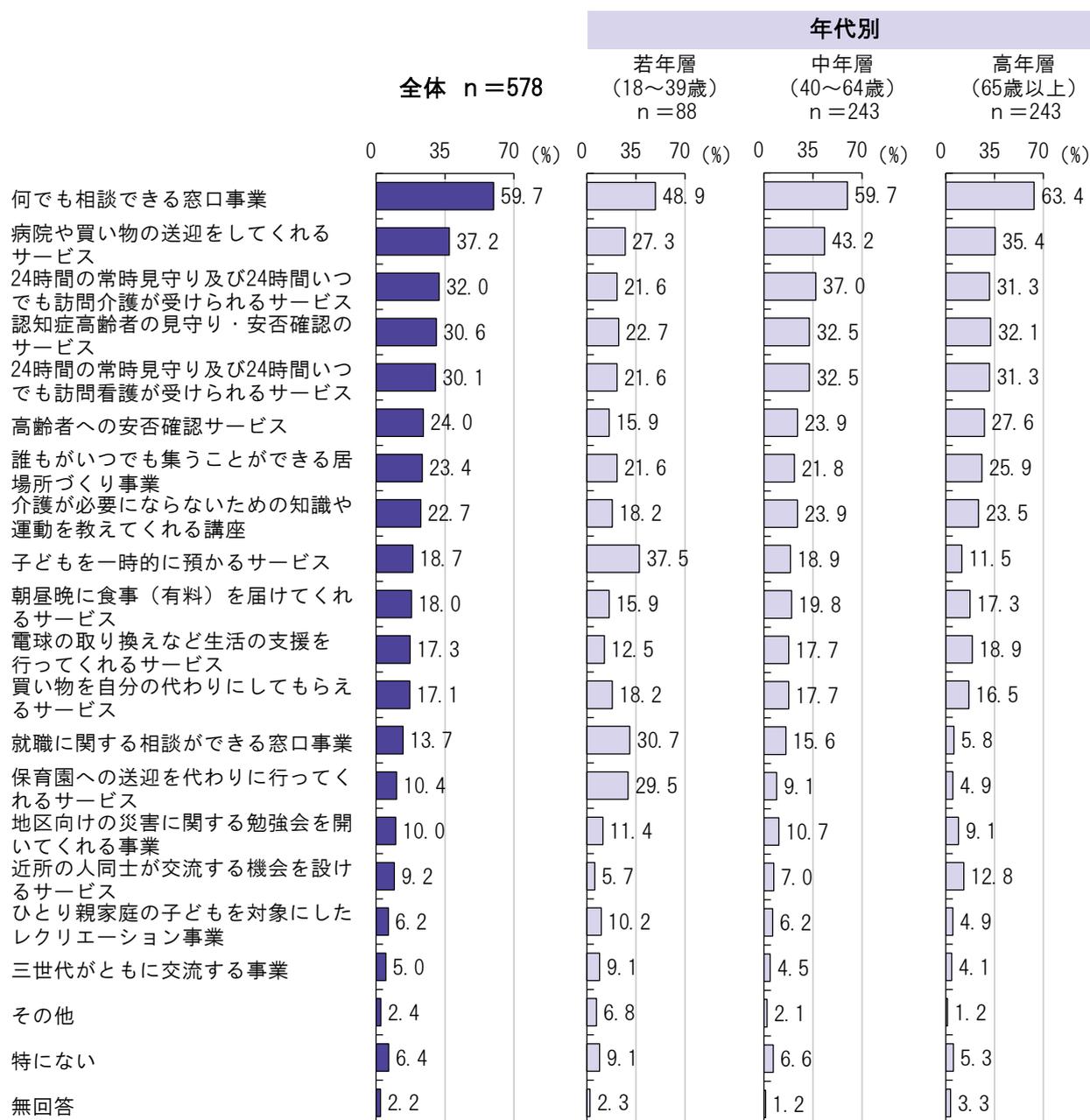
【「困ったときに助け合えるまち」とは、どのようなまちだと思うか】（※複数回答可）



「困ったときに助け合えるまち」とは、どのようなまちだと思うかは、「どんな問題でも相談できるところがある」が60.2%と最も多く、次いで「相談先や有償・無償サービスなどの情報提供が充実している」が46.7%、「となり近所の交流と、助け合いが活発である」が33.9%などとなっています。

年代別でみると、若年層において「相談先や有償・無償サービスなどの情報提供が充実している」「学校教育や社会教育において福祉教育が充実している」がほかの年代と比べて多く、「ボランティア活動への支援が充実している」が12.5%と少なくなっています。中年層においては「どんな問題でも相談できるところがある」が56.4%と少なくなっています。高年層においては「となり近所の交流と、助け合いが活発である」「自治会（組）を中心に地域福祉活動が活発である」「地域リーダーがいて、福祉活動をリードしている」などが多く、「相談先や有償・無償サービスなどの情報提供が充実している」「学校教育や社会教育において福祉教育が充実している」が少なくなっています。

【あったらいいと思うサービスや事業】（※複数回答可）



あったらいいと思うサービスや事業は、「何でも相談できる窓口事業」が59.7%と最も多く、次いで「病院や買い物の送迎をしてくれるサービス」が37.2%、「24時間の常時見守り及び24時間いつでも訪問介護（ヘルパー）が受けられるサービス」が32.0%などとなっています。

年代別でみると、若年層において「子どもを一時的に預かるサービス」「就職に関する相談ができる窓口事業」「保育園への送迎を代わりにしてくれるサービス」がほかの年代と比べて多く、「何でも相談できる窓口事業」「病院や買い物の送迎をしてくれるサービス」「24時間の常時見守り及び24時間いつでも訪問介護（ヘルパー）が受けられるサービス」などが少なくなっています。中年層においては「病院や買い物の送迎をしてくれるサービス」「24時間の常時見守り及び24時間いつでも訪問介護（ヘルパー）が受けられるサービス」が多くなっています。高年層においては「近所の人同士が交流する機会を設けるサービス」が12.8%と多く、「子どもを一時的に預かるサービス」「就職に関する相談ができる窓口事業」が少なくなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市における最上位計画である「韮崎市第7次総合計画」では、「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にならさき ～ チーム韮崎で 活力ある まちづくり ～」を将来像に掲げて、地域の強い絆のもと、子どもから高齢者まで、すべての人が輝き、活力にあふれたまちづくりを目指しています。そして、この将来像の実現に向けた基本方向の1つを、「思いやりあふれる福祉のまちづくり」とし、市民の誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることができるよう、市民が主体となって支え合い、助け合う福祉社会の実現を目指しています。

本計画も、この将来像及び基本方向に沿って、住み慣れた地域での生活を続けることに対する市民一人ひとりの希望を実現するため、関係機関・団体との連携強化及び市民との協働のもとで多様な福祉ニーズへの対応を図り、地域でまるごと支えあう福祉のまちづくりを図っていきます。

以上を踏まえて、本計画においては基本理念を以下のように定めます。

基本理念

**地域の絆で支え合う
思いやりあふれるまち にならさき**

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、本計画では以下の4つの基本目標を設定し、施策の推進を図ります。

基本目標1 地域福祉の心を持った人づくり

地域福祉活動の推進においては、地域住民の一人ひとりが、地域福祉の担い手であると認識し、積極的に福祉に参画していくことが重要です。そのために、学校教育等を通じて思いやりと支え合いの福祉の心を養成していくとともに、青少年が福祉活動等に参加する機会を充実させていきます。加えて、地域の未来を担う子どもたちの、心身の健やかな成長を支える環境づくりを推進していきます。

基本目標2 市民みんなで支え合うネットワークづくり

地域福祉活動を行うボランティアや民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、NPO法人、その他の関係団体の連携を強化することで、身近で相談することのできる体制の充実を図るとともに、地域福祉のネットワーク化を推進します。

また、地域住民同士の、困ったときに助け合える関係づくりを促進するため、地域における日常的な声かけ活動や、住民同士の相互交流等を推進していきます。

基本目標3 すべての市民が安心な生活を送れる仕組みづくり

本市に暮らす市民の安心かついきいきとした生活を支えるため、市民の健康づくり・介護予防を推進していくとともに、医療・福祉・介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で生活し続けることのできる体制づくりを推進します。

また、地域における生活課題が一層多様化・複雑化していることを踏まえて、虐待防止や権利擁護、再犯防止に関する取組や、ひきこもりやサービス利用拒否等の従来の相談窓口での対応が難しい課題への支援策の推進を図ります。

基本目標4 誰もが快適に暮らせる環境づくり

年齢の違いや障がいの有無に関わらず、誰にとっても活動しやすいまちとなるよう、公共交通の充実等も含めた、気軽に移動できる環境づくりや、必要な情報を手に入れやすい仕組みづくりを推進します。

また、昨今頻発している自然災害や、凶悪化・巧妙化している犯罪の被害に備えるため、日常的な防災・防犯活動、交通安全に向けた啓発等を推進していきます。

3. 施策の体系

<基本理念>

地域の絆で支え合う
思いやりあふれるまち
にらみ

<基本目標>

<基本施策>

基本目標1
地域福祉の心を持った
人づくり

- 1 次代を担う青少年の福祉教育の推進
- 2 子どもが健やかに育つ環境の構築
- 3 福祉の担い手の発掘・育成

基本目標2
市民みんなで支え合う
ネットワークづくり

- 1 ボランティア団体とNPO法人の育成
- 2 地域福祉ネットワークの構築
- 3 相談支援・情報提供体制の整備
- 4 住民による地域活動への支援

基本目標3
すべての市民が
安心な生活を送れる
仕組みづくり

- 1 健康づくりへの支援
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 3 多様な福祉ニーズへの対応の充実
- 4 権利擁護の推進
- 5 生活困窮者等の自立支援の充実
- 6 再犯防止の推進

基本目標4
誰もが快適に暮らせる
環境づくり

- 1 防災・防犯体制の整備
- 2 誰にとっても暮らしやすいまちづくり

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉の心を持った人づくり

基本施策1 次代を担う青少年の福祉教育の推進

【教育課・福祉課】

地域福祉の基礎は、基本的人権の尊重と、他人を思いやり、お互いに助け合おうとする意識にあります。子どもの頃からさまざまな体験やボランティア活動を通じて福祉の意識が培われることが望ましいですが、社会環境が大きく変化する中、価値観やライフスタイルの多様化を背景に、家庭や地域の中で福祉を学ぶことは困難になりつつあります。これまでも学校、地域と福祉現場が連携して行ってきた青少年向けの体験学習や交流の機会の提供に加え、今後は誰もが人間として大切にされて生きていくために守られるべき人権についての教育も積極的に推進する必要があります。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 一人ひとりが、福祉の問題を自分事として捉え、福祉の知識を身につけましょう。
- 自分の子どもや地域の子どもの、ボランティア活動や地域活動に参加することを応援しましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 地域のサークルや団体同士で、地域の人との交流を図りましょう。
- 市広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、福祉活動の情報共有に努めましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①思いやりと支え合いの意識の啓発

- ✓ 学校教育において、福祉講話の機会や、学生が高齢者や障がい者と交流する機会を設けるなど、次代を担う児童生徒が他人を思いやり、互いに支え合う福祉の心の育成を図ります。

②青少年向け体験学習事業等の推進

- ✓ 児童・生徒が相手の立場に立って物事を考える想像力・共感力を身につけることができるよう、学校・地域・福祉現場等が互いに連携し、多様な地域住民と接する体験学習や疑似体験、ボランティア活動等の福祉教育の機会の充実を図ります。

③人権教育の推進

- ✓ 教育課程における「人権教育全体計画」及び「福祉教育全体計画」に基づいて、差別や偏見を持たない、心のバリアフリー化を目指した人権教育を推進します。

※以下、韮崎市社会福祉協議会を「本会」と記載します。また、韮崎市老人福祉センター及び大草デイサービスセンター「こぶし荘」に係る記載は、本会の指定管理者としての受託期間が令和8年3月末で終了となることから、引き続き受託できることを前提としています。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組		①福祉のこころ醸成事業									
概要	市内小中学校を年度ごとに輪番で指定し、福祉のこころを養うための学習として、福祉講話や道徳教育、いのちの大切さについて、地域の関係者等と連携しながら学習するための経費を助成します。										
本計画の方向性	小中学校で実施する福祉教育を支援するという考えのもと、幅広い分野での授業に活用してもらえよう、事業を継続します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組		②福祉用具等の貸し出し									
概要	小中学校で行われる福祉教育の機会において、子どもたちの理解がより具体的なものとなるよう、高齢者疑似体験や車いす体験に用いる福祉用具の貸し出しを行います。また、要望があれば、本会職員が出向いての講習も実施します。										
本計画の方向性	福祉用具のみならず、高齢者・障がい者用のスポーツ用具等も整備することで、より幅広い福祉教育の推進を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組		③ボランティア体験の場の提供									
概要	学生によるボランティア活動及び福祉教育の推進、ボランティア活動への理解・関心の促進を図るため、各種ボランティア体験の場を提供します。 夏休み等の期間を利用して、小学生から大学生まで、高齢者・障がい者・子育て支援に係る施設や市立図書館等での各種のイベント、街頭募金等でボランティア募集に係る情報を発信し、体験の機会を提供します。										
本計画の方向性	活動先となる施設や民間企業等の協力を得ながら、事業を継続します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	④福祉教育におけるボランティア団体との連携										
概要	福祉教育を行う学校側と、学習に必要なボランティア団体の調整を行います。										
本計画の方向性	本会が福祉教育に関する相談窓口を担っていることを周知し、学校で必要なボランティア団体の派遣等の調整を行います。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤高齢者・障がいのある人への理解促進										
概要	ホームページや社協だよりなどにおいて、高齢者や障がいのある人への理解促進を図る記事を掲載し、心のバリアのないまちづくりを図ります。										
本計画の方向性	ホームページや社協だよりを中心に、よりわかりやすい情報発信に努めます。また、SNSの活用を検討します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

基本施策2 子どもが健やかに育つ環境の構築

【こども子育て課・健康づくり課】

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域の中で子育ての知恵や経験を共有することが難しくなっています。周囲に子育ての手助けを求めにくいことから、地域で孤立するケースも増加しています。そのため、子育て支援センター等での交流や体験機会の提供をはじめとした事業のほか、子どもが安心して過ごせる居場所づくりなど、妊娠・出産期から切れ目のないきめ細かな支援が求められています。

また、経済的・社会的に厳しい立場に置かれた子どもへの支援の必要性も増しています。地域の子どもやその家庭が不安や困りごとを抱えていないか、地域で見守りを行い、支援が必要そうな子どもを見かけた際、適切な支援機関へつなげることが必要となります。そのためにも、子どもは地域の宝として、地域全体で育てる意識の醸成に取り組むことが重要です。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 自分の子どもと一緒に、さまざまな交流の場へ積極的に参加しましょう。
- 子育てに関する悩みや不安をひとりで抱え込まず、周りの人や相談窓口に相談しましょう。
- スマートフォンやタブレットなどに頼りすぎない子育てを心がけましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 地域全体（民生委員・児童委員、愛育班員等）で、子どもたちの登下校や外出の見守りをお願いします。
- 子どもたちが地域活動や福祉活動に参加し、直接人とふれあう機会を設けましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①母子保健医療体制の充実

- ✓ 安全・安心な出産と子どもの健康的な成長を支えるため、妊産婦健診・妊婦歯科健診や新生児訪問、新生児聴覚検査、乳幼児健診、健康相談や健康教育などを実施します。また、妊産婦健診・乳幼児健診等の各種健（検）診の重要性について周知し、受診勧奨を行います。
- ✓ 子どもに疾病や障がいが見られた際の早期発見・早期治療が可能となるよう、保健医療体制の整備に努めます。
- ✓ 母子保健医療に関する情報について、個別通知を行うとともに、市広報誌や健康カレンダー、ホームページ、SNS等を通じて周知します。

②子育てネットワークの構築支援

- ✓ 子育て中の保護者同士による情報交換や支え合いを促進するため、ファミリー・サポート・センターや子育て支援センター「にら★ちび」等の充実を図ります。
- ✓ 悩みや不安を抱える保護者を支えるため、保護者同士の交流会や子育て講習会、専門職による相談支援等を充実させます。
- ✓ 子育て支援センター「にら★ちび」や児童センターで開催する、子育て関連のイベントや講座を充実させます。
- ✓ NPOの主導による、行政・民間・市民の協働のもと実施する子育てに関するイベントを開催し、まちぐるみで子育て家庭を支援する機運を醸成します。
- ✓ 安心して子どもを産み育てられる環境を構築するため、市内事業所や関係団体への働きかけと協働を推進します。

③次世代の親の育成

- ✓ これから家庭を築き、子どもを産み育てることに希望を持つ子ども・若者が少しでも増えるよう、学生が乳幼児とふれあう機会や幼稚園・保育所・認定こども園での職場体験等の受け入れ等の機会を充実させることで、子育ての魅力と重要性について啓発していきます。

④要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ✓ ひとり親家庭等の自立に向けた支援や児童虐待の防止、障がいのある子ども及びその家族などの支援を必要とする子どもや家庭のため、今後新たに設置予定のこども家庭センターを中心とした支援体制を構築します。
- ✓ 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心とした、関係機関との連携による速やかな対応を行います。

⑤子どもの安全の確保

- ✓ 幼稚園・保育所・認定こども園、小中学校への防犯カメラの設置や学校警備・環境整備員の配置等を通じて、子どもの安全を確保する取組を強化します。
- ✓ 犯罪被害に遭った子どもに対し、心身のケア等のきめ細かな支援を行うことができるよう、関係機関等と連携した支援体制の整備を図ります。

⑥子どもの居場所づくりの推進

- ✓ 放課後児童クラブや放課後子ども教室において、小学生を対象に、授業の終了後や長期休暇期間等に、適切な遊びや生活の場を提供します。
- ✓ ミアキスや図書館・公民館など多様な子どもの居場所づくりを推進します。

⑦子どもの貧困対策の推進

- ✓ 本市の子どもの貧困に関する実態、及び貧困家庭の子どもと保護者の状況の把握に努めます。
- ✓ 貧困家庭の子どもに対する、学習支援・生活面での支援・経済的支援を充実させます。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①出産お祝い品贈呈事業										
概要	新生児一人につき一回、新生児訪問の際にお渡しします。 メッセージカードのほか、使い捨てエプロンやおしりふき、トートバッグなどの日用品を贈ります。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②登下校時における見守り活動の推進										
概要	子どもの登下校時において見守り活動を推進します。										
本計画の方向性	見守り活動の実施に向け、シニアクラブ会員やボランティア会員等で、自宅付近で声かけや見守りをできる方が、できるときに、無理なく行える活動を支援するため、小中学校と連携し、スクールガードボランティアとして、登録を働きかけます。また、小中学校及びシニアクラブ会員やボランティア会員等との連携を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③防犯ブザーの配布										
概要	子どもを犯罪被害等から守るため、市内小学校の新入学児童に対し、防犯ブザーを寄贈し、併せて防犯意識の啓発を図ります。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	④こども食堂への支援										
概要	NPO法人「にららん」のこども食堂事業に対する助成を行います。 法人との協働により、市老人福祉センターを利用して、子どもたちに食事と団らんの場を提供することも食堂事業を行います。										
本計画の方向性	令和7年度以降は、年4回の開催を計画しています。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	◎		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤子どもの居場所づくり										
概要	市老人福祉センターについて、子どもの居場所としての利用を検討します。 併せて、ボランティアによる学習支援について検討します。										
本計画の方向性	令和7年度中に検討し、令和8年度の実施を目指します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	◎		検討	実施	継続	継続	継続

基本施策3 福祉の担い手の発掘・育成

【福祉課・長寿介護課・商工観光課】

地域福祉の推進のためには、活動を担う人材の発掘・育成が重要となりますが、高齢化に伴って福祉活動の従来の中心的な担い手も高齢化し、また固定化しつつあります。さらには、女性や高齢の方の就業者の増加により、地域における担い手の確保は大きな課題となっています。今後ますます増加する福祉ニーズに対応するため、地域住民を対象とした研修の実施や認知症サポーターの養成等を推進し、さまざまな担い手による福祉活動を活性化していく必要があります。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 地域で行われている福祉活動に興味を持ち、積極的に参加しましょう。
- 一人ひとりが、福祉サービスの受け手であるとともに、担い手であることを意識しましょう。
- 福祉等に関する講座や研修に積極的に参加し、理解を深めましょう。

【地域に取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 福祉活動やボランティア活動への参加を積極的に呼びかけましょう。
- 福祉活動に関する学習機会を設け、福祉の担い手の育成に努めましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①住民向け研修（出前講座等）の実施

- ✓ 生涯学習のより一層の推進に向けて、出前講座等を開催するとともに、学習内容の充実を図ることで、市民全体にさまざまな学習機会を提供していきます。
- ✓ 出前講座等の内容において、福祉に関するテーマを扱うことで、福祉の重要性への理解促進を図ります。

②認知症サポーターの養成

- ✓ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市内のボランティア団体や学生、市民を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての理解促進・啓発を行います。
- ✓ 講師役の質の向上を図るため、認知症サポーター養成講座の講師役を務める認知症キャラバンメイトの連絡会を開催します。

③高齢者・障がい者雇用の促進・拡大

- ✓ 高齢者が持つ豊かな知識や経験、技能を地域で広く活かしていくため、シルバー人材センター事業の充実と活用促進を図ります。
- ✓ 特別支援学校等と労働・福祉関係機関、市内の事業所等と連携しながら、障がいのある人の職業訓練と進路指導・就労選択支援の充実を図り、障がい者雇用の促進を図ります。
- ✓ 障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、市内の法定雇用率未達成の企業等に対し、障がい者雇用に対する理解を求めるとともに、協力を要請していきます。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①実習生等の受け入れ										
概要	大草デイサービスセンター「こぶし荘」にて、実習生等を受け入れます。学生・一般の実習生のほか、介護支援等のボランティアを受け入れます。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②各種ボランティア養成講座の実施										
概要	地域福祉への理解及び認識を深めることを目的とした各種ボランティア養成講座（ボランティア養成講座、おたすけ隊登録研修会、移動支援ボランティア事業活動支援研修、災害ボランティア研修）を実施し、福祉を支える人材の育成を図ります。										
本計画の方向性	新規活動者の参加の拡大を図るため、講座の周知を図るとともに、研修内容の充実を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③認知症サポーター養成講座受講の促進										
概要	認知症の人とその家族介護者への支援を図るため、市が開催する認知症サポーター養成講座及び認知症サポーター養成講座の実施役を担う認知症キャラバンメイト養成講座に、ボランティアの参加を促します。また、職員も参加し、認知症への理解を深めます。										
本計画の方向性	本会が関わりのあるボランティア団体に、市が開催する講座情報を提供し、参加者を募ります。併せて、職員も積極的に参加します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	○	—	◎	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	④障がいのある人の就労への支援										
概要	日常生活自立支援事業を利用している障がいのある人について、担当の相談支援専門員や就労支援事業所と連携しながら、就労移行の有無や就労先の希望等を踏まえた就労支援を行います。また、サービス利用者や関係者に対し、就労先に関する情報提供を行います。										
本計画の方向性	障がいのある人の就労機会の拡充を図るため、地元企業と関わる際には積極的な情報収集に努めます。また、市福祉課と連携・情報共有を図りながら、ハローワーク（公共職業安定所）からの就労情報の収集等を行います。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	-	◎	-	◎		継続	継続	継続	継続	継続

基本目標2 市民みんなで支え合うネットワークづくり

基本施策1 ボランティア団体とNPO法人の育成

【福祉課・長寿介護課】

地域福祉の推進には、地域住民、地域団体、福祉分野の専門機関や専門職のみならず、ボランティア団体や多様な分野のNPOまで、地域の住民や組織に所属するさまざまな人々、関係機関の協力が必要です。

市全体で進行する人口減少、核家族化・少子高齢化、ライフスタイルの多様化等により、活動の担い手も減少・高齢化する一方、支援を必要とする人は増加しており、住民同士の支え合いはますます重要となっています。そのため、市社会福祉協議会やボランティア団体、NPOとの連携を強化し、市民の積極的な参加を促進する取組が求められます。また、地域の民生委員・児童委員についても、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割とその活動内容を周知するとともに、円滑かつ安定した活動に向けた支援を図る必要があります。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 周りの人を誘って、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 地域を担当している民生委員・児童委員とその活動を知り、必要に応じ、まず相談しましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 地域の住民と各ボランティア団体の交流を深め、連携を図りましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①地域に密着したボランティアネットワークの構築

- ✓ ボランティア活動の活発化及び活動の担い手の確保を図るため、市社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの育成に向けた研修やボランティア活動の周知啓発を実施します。
- ✓ ボランティア団体や個人で活動しているボランティア間の情報交換や交流を促進し、ボランティアネットワークの構築を支援します。

②NPO活動等との連携

- ✓ 地域において、市民によって自主的に実施される福祉活動について、周知啓発や活動場所の提供等を通じて支援します。また、本市が実施する事業等との連携促進を図ります。

③民生委員・児童委員の活動への支援

- ✓ 民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等の自宅への定期的な訪問によって安否確認や相談・助言を行うとともに、支援を必要とする人について地域包括支援センター等の関係機関との情報共有を行うことで、適切な対応を図ります。
- ✓ 民生委員・児童委員の活動内容について広く周知し、地域での活動の補助と担い手の確保を図ります。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組 ①ボランティアコーディネーターの設置											
概要	ボランティア活動を支援する専門職として、ボランティアコーディネーターを設置しています。本会がボランティアビューロー（ボランティア活動を援助し推進するための拠点となる機関）としての役割を担い、ボランティア活動を活性化させるため、活動の場及びその情報提供、連絡調整及び活動の助言等の支援を行います。										
本計画の方向性	ボランティア養成講座の開催等を通じて、新たな担い手の確保を図ります。また、事例研究を通じて研修内容の充実を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組 ②「韮崎市ボランティアの会」への支援											
概要	助成金を交付するとともに、事務局として、支部長会議の開催や会の活動を支援します。また、会員を対象に交流及び情報交換、資質向上を目的とした「こぶしボランティア大会」の開催を支援します。										
本計画の方向性	現在の取組を継続するとともに、会員数の確保を支援します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組 ③ボランティア団体への支援											
概要	市内で活動するボランティア団体、朗読ボランティア「こぶしの会」・傾聴ボランティア「ロバとうさぎの会」・韮崎だんぼらの会等の活動を支援します。										
本計画の方向性	各団体が活動を維持・継続できるよう、助成金の交付を継続し、支援していきます。また、個人的なボランティア活動を行う市民の情報を把握し、支援策について検討していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	④「ふれあいボランティアの会」への支援										
概要	市内で活動するボランティア同士の横のつながりを構築する組織である「ふれあいボランティアの会」の事務局運営を行います。 ボランティア団体による定例会・発表会の開催を支援するとともに、高齢者福祉施設へのボランティアの紹介等を行います。										
本計画の方向性	引き続き、市内で活動するボランティア団体への支援を行います。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	－	○	－		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤ボランティアに関する情報発信										
概要	ホームページや社協だより、最新のボランティアに関する情報を発信し、ボランティア活動を支援します。										
本計画の方向性	ホームページや社協だより等を活用して情報を閲覧しやすい環境を整備し、最新の情報発信に努めます。また、SNSの活用を検討します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	－	－	－		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑥ボランティアに必要な資機材の整備										
概要	ボランティア活動に対する活動助成金の交付や車両の貸し出し等、必要な資機材を整備し、活動を支援します。										
本計画の方向性	現在の取組を継続します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	－	－	－		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑦助成金等の案内・紹介										
概要	市内の福祉施設・福祉団体等に対し、利用が可能な助成金について案内・紹介します。また、有用と思われる情報についてホームページを通じて周知します。										
本計画の方向性	引き続き、施設・団体へ直接案内するとともに、ホームページを活用した周知を行います。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	－	－	－		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑧各種ボランティア養成講座の実施【再掲】										
概要	地域福祉への理解及び認識を深めることを目的とした各種ボランティア養成講座（ボランティア養成講座、おたすけ隊登録研修会、ボランティア移動支援事業活動支援研修、災害ボランティア研修）を実施し、福祉を支える人材の育成を図ります。										
本計画の方向性	新規活動者の参加の拡大を図るため、講座の周知を図るとともに、内容の検討に努めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	○	○	－		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑨NPOによる活動への理解推進										
概要	NPOによる活動への理解を深めるため、職員がNPO活動に関する講座に参加します。また、NPOが市内で実施している活動の把握に努め、本会との関係構築を図ります。										
本計画の方向性	福祉活動のネットワーク化に向けて、市内におけるNPOによる活動の把握に努めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	－	－	◎		継続	継続	継続	継続	継続

基本施策2 地域福祉ネットワークの構築

【福祉課・子ども子育て課・健康づくり課・長寿介護課】

地域の中では、自治会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、ボランティア団体などがそれぞれの役割を持ち、またその特性を活かしながら主体的に活動を展開しています。また、地縁に基づく団体のほかにも、特定のテーマや課題に焦点を当て、その解決に取り組む団体も活動を行っています。それらの団体同士が交流・連携することで、より効果的、効率的な地域福祉活動の推進が期待されることから、関係機関や団体間のネットワークを強化し、地域福祉に市全体が一丸となって取り組むことが重要です。

また、地区社会福祉協議会の活動や市民の交流の場づくりを支援し、主体的な市民活動を継続的に支援することが求められます。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 地域支えあい勉強会等に積極的に参加しましょう。
- 日頃から、市広報誌やホームページ、SNSで情報収集に努めましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 地域の人々が地域活動に参加しやすいよう、雰囲気づくりを行いましょう。
- 本市や市社会福祉協議会による制度を活用し、地域の活性化に努めましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①地域福祉ネットワークの推進

- ✓ 市民が地域づくりについて理解し、自分自身ができることについて考えるきっかけとなるよう、地域支えあい勉強会等を開催し地域づくりの情報発信をしていきます。
- ✓ 地域で活動する団体に対し、活動の継続に向けた支援を行うとともに、団体同士の交流とネットワーク化に向けて地域づくり勉強会を行います。

②社会福祉協議会活動への支援

- ✓ 地域福祉において中核的役割を担う市社会福祉協議会に対して補助金を交付するとともに、活動支援を図ります。
- ✓ 地区社会福祉協議会による活動の充実を図るため、福祉人材の育成や活動拠点の確保、民生委員と連携して活動する地域福祉推進員の配置等について、市社会福祉協議会との連携による行政支援を行います。

③隣近所への声かけや支え合いの推進

- ✓ 地域において、隣近所の声かけや支え合いが盛んに行われるよう、地域の人々による見回り等の支援体制づくりを推進します。
- ✓ 「地域まるごと介護予防推進事業」「健幸シニア応援事業」等の地域住民が集う活動の場を提供することで、住民同士の交流・協力関係の構築を促進します。また、活動を通じて把握された、支援を必要とする人の情報について、自治会長や民生委員・児童委員、市への提供を呼びかけます。
- ✓ 地域住民が集う活動の場について、市広報誌やホームページ、SNSを通じて周知し、参加を呼びかけます。

④多機関の連携による支援体制の構築

- ✓ 福祉総合相談窓口や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、こども家庭センター（新設予定）、地域で相談支援を行う民生委員・児童委員等の関係機関の連携強化を通じて、地域全体で情報を共有することにより、より早く適切な支援の実施を図ります。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①市社会福祉協議会会員の確保										
概要	自主事業を積極的に展開するための財源確保に向け、本会の活動を積極的にPRすることで、本会の活動への理解を得られるよう努め、会費や寄付金の確保を図ります。										
本計画の方向性	世帯数や事業所の減少が続くことが想定されることを踏まえて、納入実績のない自治会や事業所への依頼に努めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②韮崎市社会福祉大会										
概要	社会福祉大会を開催し、社会福祉事業功績者表彰、市内小中学生による福祉作文の発表のほか、市民の福祉への関心を高め、理解の促進を図る場とします。また、地域で活動する福祉関係者同士の交流・連携の機会の場となるよう、多様な講演等の演出を企画していきます。										
本計画の方向性	事業を継続し、参加者が地域福祉に対する考えを地域に還元できるような講演内容を企画立案します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③社会福祉団体の活動への支援										
概要	市内の社会福祉団体（韮崎市身体障害者福祉会、韮崎市ボランティアの会、韮崎市遺族会、共同募金会韮崎市支会、韮崎市シニアクラブ連合会、韮崎市シニアカレッジ、韮崎市赤十字奉仕団）に対し、総会や研修会等の各種事業の開催、会計・経理等の事務を行うことでその活動を支援します。										
本計画の方向性	引き続き、各団体の支援を行います。また、各団体の活動内容や魅力についてPRし、会員の確保を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	④地域支えあい勉強会										
概要	地域づくりに興味、関心のある住民を対象に地域づくりに関する勉強会を継続していきます。また、他組織等へ向けて地域支えあい勉強会を開催していきます。										
本計画の方向性	引き続き、地域づくり勉強会を開催し、協議体の設立に向け準備していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤地区社会福祉協議会の活動への支援										
概要	各町社会福祉協議会支部活動に対する助成金の交付のほか、各地区から、本会へ納付された会費の20%を還元し、各地区の福祉活動を助成します。また、定例の支部長会議の際に情報交換等を行います。										
本計画の方向性	今後も、この水準を維持しながら各地区の活動の支援と連携を継続していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	○	—	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑥地域福祉活動への助成										
概要	各町への地域福祉活動助成金として、こどもの日及び敬老の日の事業に対する助成金を交付します。										
本計画の方向性	現状の規模で、事業を継続していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑦各種団体による声かけ（あいさつ、虐待防止、防犯等）運動の実施										
概要	<p>シニアクラブのほか、事務局を受け持つ団体に、積極的な声かけを働きかけます。また、各種支援制度の情報を提供し、支援が必要な方がいた場合には本会へとつなぐ活動を推進します。</p> <p>団体会員により、隣近所への声かけや支え合いが行われるよう、支援体制づくりを推進します。</p>										
本計画の方向性	<p>各種の声かけ運動について、各団体を通じて周知を図ります。また、声かけ運動にとどまらない支援方法についても検討していきます。</p>										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	○	-	◎	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

基本施策3 相談支援・情報提供体制の整備

【福祉課・子ども子育て課・健康づくり課・長寿介護課】

生活上の悩みや困りごとが生じたとき、親族や近所の方など身近に相談にのってくれる相手がいない場合、ひとりで抱え込むことが懸念されることから、気軽に相談できる窓口等が設置されていることは必要不可欠です。市民アンケート調査によると、「困ったときに助け合えるまち」の姿として「どんな問題でも相談できるところがある」と回答した人が60.2%、また希望する事業に「何でも相談できる窓口事業」と回答した人も59.7%とそれぞれ最も多く、相談支援に対するニーズの高まりがみられます。多様化、複雑化する福祉課題に対応するためには、一つの機関や窓口で対応するのではなく、多機関が相互に連携しながら総合的に対応できる体制を整備し、一つひとつの課題に丁寧に取り組むことが求められます。

また、多様な課題において、あらゆる人が自身に必要な情報を容易に得られることが大切です。市民アンケート調査において、福祉情報を市広報誌から得ている人が7割以上を占めていることも踏まえ、内容の充実及び情報発信の方法等を検討していく必要があります。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 相談窓口を把握し、積極的に活用しましょう。
- 日頃から、地域であいさつや声かけを心がけ、悩みや困りごとを気軽に相談できる関係づくりをしましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 日頃から、地域に気になる人がいたら見守りを心がけ、必要に応じて相談窓口にご相談しましょう。
- 行政等の相談窓口を、地域住民に周知しましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①相談支援体制の充実

- ✓ 各担当課の相談窓口、福祉総合相談窓口、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、子ども家庭センター（新設予定）などで相談に応じるとともに、相談窓口間の連携強化を図ります。
- ✓ 研修参加等を通じて、相談支援に従事する職員の専門性・資質の向上を図ります。

②多様な手段による福祉情報の提供

- ✓ 市広報誌、ホームページ、福祉に関するイベント開催等を通じて、本市が実施している福祉サービス等の情報を広く提供していきます。
- ✓ 医療・介護等に関するサービスについてまとめたパンフレットを作成し、家族介護者等に配布することで、サービスの適正利用を図ります。

③福祉サービスに係る情報公開の促進

- ✓ 介護保険事業者・社会福祉事業者等に対し、事業内容についての積極的な情報公開に取り組むよう、理解と協力を求めています。
- ✓ 甲府市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、北杜市、中央市、笛吹市、山梨市、甲州市及び昭和町の9市1町で構成される「県央ネットやまなし」内の病院・介護サービス事業所等の情報をインターネット上で検索できる情報検索システム「県央ネットやまなしケアクラブ」の運用と周知、利用促進を図ります。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①横断的な相談支援・連携体制の整備										
概要	高齢者や障がい、子ども、ボランティア、経済的支援等福祉に関するさまざまな相談支援を行うとともに、相談内容に応じて市役所の関係課及び民生委員・児童委員や福祉施設等の関係機関との連携による支援を図ります。										
本計画の方向性	関係機関との連携を密にし、現状や課題を共有し、市役所の関係課との横断的な連携を図っていきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	◎	—	◎		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②地域福祉に関する情報発信										
概要	社協だより・ボランティアだよりの発行（年4回）、ホームページの運営、イベントのチラシの配布、市広報誌・市ホームページとの連携活用等を通じて、本会の活動内容、福祉サービス、介護保険事業について広く情報を発信します。										
本計画の方向性	ホームページや社協だより等を活用して情報を閲覧しやすい環境を整備し、最新の情報発信に努めます。また、SNSの活用を検討します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③各種行事・イベントの場での情報発信										
概要	地区で実施される福祉まつりやイベント等の場に出向き、本会の実施事業について情報発信を行います。										
本計画の方向性	各地区からイベント参加の案内があった際に対応し、情報発信を行います。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	④ボランティアに関する情報発信【再掲】										
概要	ホームページや社協だより、最新のボランティアに関する情報を発信し、ボランティア活動を支援します。										
本計画の方向性	ホームページや社協だより等を活用して情報を閲覧しやすい環境を整備し、最新の情報発信に努めます。またSNSの活用を検討します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

基本施策4 住民による地域活動への支援

【長寿介護課・総務課】

「向こう三軒両隣」といわれるように、近所づきあい、交流から始まる人間関係や人づきあいは、地域福祉の推進にとって基本になるものです。しかしながら、高齢化や核家族化、ひとり暮らし世帯の増加等により、地域コミュニティの希薄化が進んでいるのが現状です。市民アンケート調査結果からもわかるように、近所の人とは「会えばあいさつをする程度」(34.1%)という回答が最も多く、若い人ほど近所との関係が薄くなっています。さまざまな理由から見守りを必要とする人が増える中、住民同士の見守りは今後より一層重要となることから、市民の理解と協力による見守り活動の充実を図るとともに、隣近所、地域の人同士で助け合うことの大切さについて啓発活動を進めていく必要があります。

また、自治会や住民主体のグループ等の自主的な活動が持続可能となるよう、地域住民が気軽に集える場所の確保等、積極的な支援が求められています。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 自治会に積極的に加入しましょう。
- 隣近所や地域で、あいさつや声かけを心がけましょう。
- 地域における交流の場や活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 市民同士が交流する拠点となる各公民館や市民交流センターニコリを積極的に利用しましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 性別や年齢、障がいの有無、国籍などに関わらず、住民同士の交流を深めましょう。
- 地域行事において、積極的に参加を呼びかけましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①自治会活動への支援・地域における見守り活動の促進

- ✓ 市外から転入してきた市民に対し、自治会活動について情報提供するとともに、加入促進を図ります。
- ✓ 地域における、住民同士が実施する見守り活動を促進します。

②住民主体のグループによる活動への支援

- ✓ 生涯学習の推進に向けて、地域の公民館等におけるサロン活動やサークル活動等の、市民による自主的な学習活動を支援するとともに、活動グループの育成及びネットワークづくりを推進します。

③活動の拠点、交流の場づくりの推進

- ✓ 地域における交流活動の拠点づくりに向けて、地区の公民館・集会所のほか、学校、保育所、児童センター等の公共施設や空き店舗等の活用を促進します。

④世代や障がいの有無を超えた交流の場への支援

- ✓ 高齢者や障がいのある人、青少年等を対象に開催されている、住民が世代を超えて交流することのできる地域行事について、市民参加を促進し、地域での交流の活発化を図ります。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①各種団体による声かけ（あいさつ、虐待防止、防犯等）運動の実施【再掲】										
概要	シニアクラブのほか、事務局を受け持つ団体に、積極的な声かけを働きかけます。また、各種支援制度の情報を提供し、支援が必要な方がいた場合には本会へとつなぐ活動を推進します。 団体会員により、隣近所への声かけや支え合いが行われるよう、支援体制づくりを推進します。										
本計画の方向性	各種の声かけ運動について、各団体を通じて周知を図ります。また、声かけ運動にとどまらない支援方法についても検討していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	○	—	◎	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②韮崎市シニアクラブ連合会及び韮崎市シニアカレッジの運営支援										
概要	高齢者の生きがいづくり、健康増進等ため、シニアクラブ連合会及びシニアカレッジの運営を支援します。										
本計画の方向性	シニアクラブ加入者・シニアカレッジ受講者ともに減少傾向が顕著であることから、より積極的な参加につなげるため、魅力的な活動内容の検討及び周知に努めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③市老人福祉センターの利用促進										
概要	市老人福祉センターを住民交流の拠点として提供します。 老人福祉センターまつり、のど自慢大会、わくわく広間の開催等各種イベントの開催により利用促進を図ります。また、利用頻度の少ない、障がいのある人やひとり親家庭に向けたPRのほか、子どもの居場所としての活用を検討します。										
本計画の方向性	住民交流の拠点としての多方面での活用を研究・推進していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	④自治会所有の施設（老人憩いの家・ちびっこ広場等）の整備										
概要	子どもから高齢者まで安全に楽しく過ごせる環境づくりを図るため、赤い羽根共同募金配分金を財源として、自治会が所有している老人憩いの家及びちびっこ広場等の整備を、地区からの要望に応じて助成します。										
本計画の方向性	毎年度一定数の要望があるため、事業を継続していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	－	－	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤わくわくクッキング（障がい者）料理教室										
概要	障がいのある人の自立支援に向けて、料理教室を開催します。市内障がい者施設に利用者の参加を求め、年に2回保健福祉センターを利用して料理教室を開催します。										
本計画の方向性	事業を継続していくとともに、障がいのある人の積極的な参加につながるよう、市内の障がい者施設の理解を求めています。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	○	－	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑥在宅障がい児者（おひさまの会）療育指導										
概要	市内の在宅障がい児（者）とその保護者に対し、絵画・ダンス教室及び研修会等の開催を含む生活作業訓練と療育指導を実施します。										
本計画の方向性	継続して事業を実施するとともに、韮崎市心身障がい児（者）父母の会や障がいのない人との交流機会の充実や各種イベント開催後の意見・要望の把握を図ります。また、療育関係者の研修会に職員が参加し、障がいと支援の現状への理解を深めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	○	－	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑦障がい者交流運動会										
概要	韮崎市ボランティアの会や韮崎市スポーツ推進委員会と連携しながら、韮崎市身体障害者福祉会、市内障がい者施設の利用者、在宅生活を送る障がいのある人が相互に競技を通じ積極的に交流し、親交を深めるよう運動会を開催します。										
本計画の方向性	事業が継続できるよう、また、参加者の拡大を図るためにより参加しやすいものとなるよう、アンケート調査による意向把握に努めます。加えて、ホームページなどを活用した周知に努めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	◎	－	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑧ユニバーサルボッチャ大会										
概要	障がい者スポーツの周知と理解を深めるため、障がいの有無に関わらず子どもから高齢者まで、誰でもできるスポーツ「ボッチャ」の大会を、山梨県ボッチャの会と連携しながら開催します。										
本計画の方向性	継続して事業を実施するとともに、大会の開催について広く周知し、参加者の拡大を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑨のど自慢大会										
概要	市民同士の相互交流を図るため、市老人福祉センターにてのど自慢大会を開催します。										
本計画の方向性	市老人福祉センターの利用者の拡大を図るため、高齢者のみならず幅広い市民に対して周知します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑩各種備品の貸し出し										
概要	歩行が困難な方に車いすや車いす車両の貸し出しを行っています。また、本会とシニアクラブが所有する遊具・運動器具等を各地区で行う地域福祉活動に貸し出します。										
本計画の方向性	貸し出し物品を周知し、利用の促進を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

基本目標3 すべての市民が安心な生活を送れる仕組みづくり

基本施策1 健康づくりへの支援

【健康づくり課・長寿介護課】

いつまでも自分らしくいきいきと暮らしていくために、生涯にわたって健康づくりに取り組むことは、年齢や属性に関わらず誰にとっても大切なことです。近年では、がん・糖尿病・循環器疾患などの生活習慣病が増加しており、高齢化の進行から認知症や寝たきりなどの要介護状態となる高齢者も増加しています。そのため、保健・医療・介護の各分野が相互に連携しながら、健康づくりを推進していく必要があります。また、健診の受診勧奨や、健康づくり活動の場の利用促進など、健康寿命の延伸に向けた介護予防や生きがいづくりを進めることにより、年齢を重ねても元気に、住み慣れた地域で長く生活を送るための支援を展開していくことが重要です。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 健康に対する意識を持ち、規則正しい生活習慣を身につけましょう。
- 各種健康診査を定期的に受診し、自分の健康状態を確認しましょう。
- 地域で行われている健康づくりや生きがいづくりの活動に、積極的に参加しましょう。
- 高齢者は、要介護状態となる前に、積極的に介護予防に取り組みましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 各種イベントや健診等の健康づくりに関する情報を、地域の中で共有しましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①健康づくり活動の推進

- ✓ 市民の健康づくりの場となる保健福祉センターの機能充実に努めます。また、関係機関・団体との連携強化を通じて、健康づくり施策の充実を図ります。
- ✓ 市内の公民館において、健康体操や運動を行う「いきいき貯筋クラブ」の活動を推進するとともに、新規参加者の拡充に向けた周知啓発を図ります。
- ✓ 市民が自主的に「いきいき貯筋クラブ」を実施する際に、中心的役割を担う「シニア健康サポーター」を養成し、地域における健康づくり活動を促進します。

②食からはじめる健康づくり

- ✓ 食生活の改善から生活習慣病予防や健康づくりを推進するため、食育推進委員や食生活改善推進員と連携し、料理教室やイベントの開催等の食育を実施します。
- ✓ 市民のライフステージに応じた食育を推進するため、食育推進委員会を開催し、食育推進委員や食生活改善推進員、その他関係機関との情報共有・課題検討を行います。

③健康教育・相談の強化

- ✓ 生活習慣病予防・介護予防に関する健康相談を定期的を実施するとともに、市民が相談しやすい環境を整備します。
- ✓ 総合健診結果報告会や出前講座等の機会を活用して、健康づくりや生活習慣病予防に関する正しい知識を普及・啓発します。
- ✓ 幅広い市民による健康教育・健康相談への参加を図るため、各事業の周知に努めます。

④総合健診の充実と受診率の向上

- ✓ 疾病の早期発見・早期治療及び健康意識の向上を図るため、40歳以上の市民を対象とした特定健診及び75歳以上の市民を対象とした後期高齢者健診、人間ドックの内容の充実に努めるとともに、事業周知及び受診勧奨を通して受診率の向上を図ります。
- ✓ 健診結果から支援の必要性が高いとみられる市民に対し、保健師による特定保健指導をはじめとする専門的なフォローアップを行います。

⑤疾病予防の推進

- ✓ 子どもの日本脳炎をはじめとする定期接種や高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ等の予防接種の接種率向上を図るため、対象者への個別通知等の実施体制強化を図ります。

⑥介護予防事業の推進

- ✓ 介護予防が必要とみられる高齢者に対し、基本チェックリストによる現状把握を行うことで、早期支援を図ります。
- ✓ 身体機能の向上や認知症予防、歯科衛生士・理学療法士・看護師等の専門職による支援等、高齢者一人ひとりの健康状態に合わせた支援を図ります。
- ✓ 介護サービス事業所や介護予防事業においてボランティア活動を行う介護支援ボランティアの養成と活動支援を行います。
- ✓ 高齢者全体に向けて、介護予防に関する知識を広く普及していくとともに、いきいき貯筋クラブやいきいき百歳体操等の、地域の身近な場所で行うことができる介護予防活動を支援します。

⑦保健事業と介護予防の一体的実施の推進

- ✓ 加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、保健事業と介護予防事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、国保データベース（KDB）システムや後期高齢者医療データ、介護保険データ、「見える化」システム上のデータ等の総合的な分析・活用を図ります。
- ✓ 令和元年5月に施行された「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、山梨県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施します。

⑧在宅療養支援の強化

- ✓ 在宅で療養・介護を受けている高齢者の生活を支援するため、医療・福祉・介護等に関する地域資源の情報をまとめた「高齢者なんでも便利帳」を作成し、市民と関係機関に配付します。
- ✓ 医療と福祉の連携強化を図り、協働のもとケアを行う体制の確保に努めます。
- ✓ 在宅介護を行う家族介護者への負担軽減策の充実に努めます。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①いきいき百歳体操										
概要	市老人福祉センターにて、介護予防を目的とした体操「いきいき百歳体操」を実施します。										
本計画の方向性	継続して実施するとともに、参加者の拡充に向けた周知を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②健康マージャンの推奨										
概要	“賭けない・飲まない・吸わない”というルール健康マージャンは“頭脳スポーツ”として“認知症予防に良い”・“脳トレ効果”があるといわれています。市老人福祉センターにマージャンルームを常設し、健康マージャンを推奨し、参加者の拡大を図ります。										
本計画の方向性	継続して実施するとともに、参加者の拡充に向けた周知を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③eスポーツの推奨										
概要	高齢者が気軽に取り組み、脳機能の活性化や社会的交流の確保を図れる健康増進長寿スポーツとして注目されている、eスポーツを取り入れ推奨します。当面は、シニアクラブ会員や市老人福祉センター利用者を対象としますが、将来的には、3世代交流の場の提供を目指します。										
本計画の方向性	高齢者のフレイル予防効果が期待される取組として継続して実施するとともに、参加者の拡充に向けた周知を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	④韮崎市介護支援ボランティア事業の推進										
概要	元気な高齢者によるボランティア活動の活性化と支援を図るため、介護サービス事業所や介護予防事業においてボランティア活動を行う介護支援ボランティアの養成と市内施設への派遣、活動についての研修等を実施します。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤いきいき山梨ねんりんピック事業の参加支援										
概要	山梨県社会福祉協議会（以下「県社協」）が実施する高齢者総合スポーツ大会「いきいき山梨ねんりんピック」について、開催内容を周知し、参加者を募ります。また、開催当日の会場への送迎等の支援を行います。										
本計画の方向性	シニアクラブだけでなく、市内のスポーツクラブや公民館、文化協会、シニアカレッジなどへ幅広く周知し、参加者の拡大を図ります。また、ホームページやSNSを使用した募集も実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑥通所介護事業（介護予防事業）										
概要	大草デイサービスセンター「こぶし荘」にて、介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

基本施策2 地域包括ケアシステムの深化・推進

【長寿介護課】

「地域包括ケアシステム」は、誰もが住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供されることを目指すものです。地域包括ケアシステムにおいて中核的機能を担う「地域包括支援センター」の機能強化や、地域における生活課題と資源を吸い上げ、地域の実情に応じて課題解決を図る仕組みの充実が求められています。加えて、さまざまなニーズに対応できるきめ細かな支援体制の構築に向けて、行政、地域包括支援センター、医療関係者、介護関係者、サービス提供事業所、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、そして地域住民等が相互に、かつ積極的に連携・協力しながら展開していくことが大切です。また、「地域ケア会議」の開催により、課題の把握・共有に努め、地域包括ケアシステムの構築及びシステムのスムーズな運用を図ることが必要となっています。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 悩みや問題をひとりで抱え込まず、周りの人に相談しましょう。
- 日頃から、地域の人にあいさつや声かけをして、お互いに困ったときに相談ができる関係づくりをしましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 地域に支援が必要な人がいたら、相談窓口の利用を勧めたり、代わって相談するなどを心がけましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①地域包括ケアネットワークの推進

- ✓ 高齢者の介護や障がい、生活困窮、ひとり親家庭等の複合化した生活課題に一体的に対応するため、保健・福祉・介護・医療・住まいなどの多分野の連携による支援体制の構築を図ります。
- ✓ 「韮崎市地域包括ケアシステム推進協議会」にて、関係機関との協議を行い、地域包括ケアシステムの推進において必要な取組について協議・検討していきます。

②地域ケア会議等の開催

- ✓ 高齢者福祉サービス及び介護サービスの個別ケースの共有や地域課題の協議、地域課題の解決に向けた政策提言等の検討・調整を行う実務者会議である「地域ケア会議」を開催し、保健・福祉・介護・医療の連携を深め、包括的なケア体制を構築します。
- ✓ 高齢者福祉サービス・介護サービスの質の向上を図るため、専門職を対象とした研修を実施します。

③ケアマネジメント体制の充実

- ✓ 高齢者一人ひとりに対して質の高いケアプラン（支援・介護サービス利用計画）を作成するため、ケアマネジャー（介護支援専門員）間で事例検討を行い、サービスの質の向上を図ります。
- ✓ ケアマネジャー（介護支援専門員）やホームヘルパー（訪問介護員）の資質向上を図るため、勉強会やケアプラン検証会を開催します。
- ✓ 高齢者一人ひとりの身体状況に応じたケアマネジメントを可能とするため、国の制度改正等を踏まえた高齢者福祉サービス・介護サービスの充実に努めます。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①生活支援コーディネーターの設置										
概要	高齢者の生活支援や介護予防に係るサービス提供に関する調整を行う生活支援コーディネーターを設置しています。地域ケア会議等への出席や地域活動の現場への訪問等を通じて、地域の特性や生活課題（困りごと）を把握し、支え合いの仕組みづくりや支え合い活動に参加する人を増やしていく取組、困りごとと取組のマッチング等を行います。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②生活支援体制整備事業（おたすけ隊）										
概要	高齢者世帯に対して、ごみ出し、掃除、買い物等の依頼を受け、自宅を訪問し、簡単な家事支援などを行う有償ボランティア「おたすけ隊」の隊員を養成します。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③地域支えあい勉強会【再掲】										
概要	地域づくりに興味、関心のある住民を対象に地域づくりに関する勉強会を継続していきます。また、他組織等へ向けて地域支えあい勉強会を開催していきます。										
本計画の方向性	引き続き、地域づくり勉強会を開催し、協議体の設立に向け準備していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組		④高齢者支援事業（市受託事業）									
概要	1. 韮崎市ねたきり等高齢者訪問理容・美容サービス事業 理容・美容サービス料金の一部を助成します。年4回まで利用補助券を回収し助成金の支払い事務を行います。										
	2. 韮崎市在宅高齢者等外出支援サービス事業 75歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者、80歳以上のみで構成される非課税世帯に属する者のうち申請者の外出する際のタクシー代金を助成します。タクシー利用券の回収と助成金の支払い事務を行います。										
本計画の方向性	3. 韮崎市介護用品支給事業 在宅の高齢者等を介護している家族等に対してクーポン券を支給し助成します。クーポン券の回収と支払い事務を行います。										
	4. 地域住民グループ支援事業 88歳以上高齢者・65歳以上のひとり暮らし・寝たきり・認知症高齢者に毎月1回、民生委員・児童委員の訪問による安否確認を行う際の手土産として乳酸菌飲料を持参します。その配布調整と支払い事務を行います。										
主な担い手	令和7年度まで受託し、実施します。以降は市の直営事業の予定です。令和8年度以降は、以下の⑤⑥⑦の事業を受託する予定です。										
	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	-	○	-	-		継続	-	-	-	-

事業・取組		⑤地域まるごと介護予防推進事業（市受託事業）									
概要	高齢者の閉じこもり予防を図るため、地域の実情に応じて、身近に定期的に通える場をつくるとともに、実施の促進と精算事務を行います。										
	令和8年度からの受託に向け準備を進めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	-	○	-	-		-	新規	継続	継続	継続

事業・取組		⑥健幸シニア応援事業（市受託事業）									
概要	高齢者が楽しみや生きがいを持つこと・地域住民同士が気軽に交流できること・高齢者の閉じこもりの防止を図ることを目的に、地域住民等によって自主的に「通いの場」を運営する団体に対し、補助を行います。										
	令和8年度からの受託に向け準備を進めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	-	○	-	-		-	新規	継続	継続	継続

事業・取組	⑦配食サービス事業（市受託事業）										
概要	高齢者の安否確認事業として、在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯のうち、調理が困難な方に対し、年末年始・祝日を除く平日に、業者による昼食の配達と安否確認を行います。										
本計画の方向性	令和8年度からの受託に向け準備を進めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	○		—	新規	継続	継続	継続

事業・取組	⑧通所介護事業										
概要	大草デイサービスセンター「こぶし荘」にて、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を提供します。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑨居宅介護支援事業										
概要	介護サービスの適切な利用ができるよう、本会に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者・家族等に各種サービスの情報の提供を行い、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービスが適切に提供されるようにサービス提供事業所との連絡調整、実施状況の把握・評価等を行います。										
本計画の方向性	継続して事業を実施するとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格を有する職員の資質向上、養成に努めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

基本施策3 多様な福祉ニーズへの対応の充実

【福祉課・こども子育て課・長寿介護課】

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇に伴い、いわゆる「ダブルケア」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加するなど、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。また、ひきこもり状態にあって誰とも会おうとしない人、あるいは支援の手を差し伸べられてもそれを拒否（セルフネグレクト）するケースやそれに伴う「8050問題」などもあります。従来分野ごとの福祉制度単体では対応できない、制度の狭間にあるさまざまな課題を有する世帯等への支援のため、公的な福祉サービスとともに、身近な地域での支援を組み合わせながら、アウトリーチを行い、重層的にサービス利用や支援ができる横の連携が求められます。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 悩みや困りごとがある場合は、積極的に周りの人や相談窓口にご相談しましょう。
- 地域行事に参加するときは、隣近所や地域の人にも積極的に参加を呼びかけましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 日頃から、地域で悩みや困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなげる心がけをしましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①ひきこもり状態にある人への支援・アウトリーチ対策

- ✓ ひきこもり状態にある人とその家族への支援を図るため、対象者の年齢に応じた窓口にて相談支援を行います。また、山梨県ひきこもり地域支援センター、保健所等の関係機関との連携による電話相談・面談や訪問支援等の包括的な対応を行います。
- ✓ 支援を必要としているが支援につながない人へのプッシュ型の支援を図るため、地域における見守り活動や民生委員・児童委員の活動等を通じた対象者の状況把握と、適切な訪問支援等関係機関の連携による支援の提供を図ります。

②「制度の狭間の課題」への対応

- ✓ サービス利用拒否やホームレス等の、既存の制度のみでは対応が難しい、いわゆる「制度の狭間の課題」について、その対応策を関係機関と連携しながら検討していきます。

③重層的支援体制の整備

- ✓ 生活課題の複雑化・複合化が進む中で、従来の支援体制では対応が困難な事例への対応を図るため、高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野を超えて包括的相談支援事業・参加支援事業・地域づくり事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・他機関協働事業を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施に向けて、関係各課による調整・検討を進めます。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組		①横断的な相談支援・連携体制の整備【再掲】									
概要	高齢者や障がい、子ども、ボランティア、経済的支援等福祉に関するさまざまな相談支援を行うとともに、相談内容に応じて市役所の関係課及び民生委員・児童委員や福祉施設等の関係機関との連携による支援を図ります。										
本計画の方向性	関係機関との連携を密にし、現状や課題を共有し、市役所の関係課との横断的な連携を図っていきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	◎	—	◎		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組		②重層的支援体制の受け入れ準備									
概要	重層的支援体制整備事業実施に向けての準備過程に併せ、本会の活動に必要な準備を進めます。										
本計画の方向性	関係機関との連携を密にし、必要な準備を進めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	◎	—	◎		準備	—	—	—	—

基本施策4 権利擁護の推進

【福祉課・こども子育て課・長寿介護課】

高齢者や障がいのある人が安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活の状況を踏まえた、権利擁護に係る支援の充実が必要です。市民アンケート調査によると、成年後見制度の認知度（「内容まで知っている」と「詳しくは知らないが、概要程度は知っている」の合計）は半数弱にとどまっているため、必要な制度やその他適切なサービスが利用できるよう、保健・福祉・介護・医療の関係機関と連携し、情報発信・提供による周知と相談体制の充実を図ることが必要です。

また、家庭や施設における高齢者・障がいのある人・児童等への虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）、ヤングケアラーについても、背景にさまざまな要因からなる複合的課題があるケースも多いことから、関係機関との連携のもと、早期発見・予防及び包括的な支援に取り組む必要があります。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 成年後見制度等の権利擁護の仕組みについて、知りましょう。
- 高齢者・障がいのある人に対する理解を深め、地域の中で見守りましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 権利擁護の支援が必要な人が身近にいたら、地域の関係団体や行政に連絡・相談しましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①成年後見制度の周知・利用促進

- ✓ 認知症高齢者や障がいのある人等の自分自身による意思決定が困難な人に対し、家庭裁判所が選任した後見人等が本人の権利を守る成年後見制度について、地域において制度を必要とするとみられる人の早期発見を図るとともに、速やかに支援へとつなぎます。
- ✓ 必要な人が制度を利用できるよう、成年後見制度の内容について広く周知していきます。

②権利擁護に係る中核機関の機能強化

- ✓ 市と市社会福祉協議会が一体となって、権利擁護に係る中核機関となる総合相談窓口の機能強化を図るとともに、総合相談窓口を中心とした地域連携ネットワークによる成年後見制度の利用促進を図ります。
- ✓ 定例会「中核機関事務局会議」や韮崎市成年後見制度利用促進協議会、支援方針検討会議の開催による事例検討を行います。

③ヤングケアラーへの支援

- ✓ 本来であれば大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている18歳未満の子どもを指すヤングケアラーについて、教育・子育て・福祉・障がい・介護等の関係部署の連携による実態把握と個別ケースに応じた支援を図ります。
- ✓ 関係機関への周知を通じて、ヤングケアラーに関する社会課題について理解促進を図ります。

④虐待防止ネットワークの充実

- ✓ 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心とした、関係機関との連携による速やかな対応を行います。【再掲】
- ✓ 高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、地域包括支援センター等の相談窓口について周知するとともに、介護サービス事業者等の関係者を対象とした研修会の実施、市民に向けた啓発等を行います。
- ✓ 「高齢者見守りネットワーク協議会」や「成年後見制度利用促進協議会」を開催し、高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応についての協議を関係機関と行います。
- ✓ 障がい者虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、基幹相談支援センター等の相談窓口について周知するとともに、障がい福祉サービス事業者等の関係者を対象とした研修を実施します。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①成年後見制度中核機関体制整備事業										
概要	市長寿介護課・福祉課とともに成年後見制度利用促進に係る中核機関を担い、成年後見制度について、パンフレットの配布やホームページへの掲載、社協だより、「高齢者なんでも便利帳」等を活用し、市民への普及と正しい理解の促進を図ります。また、月1回の定例会「中核機関事務局会議」や韮崎市成年後見制度利用促進協議会、支援方針検討会議において、権利擁護に関する事例検討を行います。										
本計画の方向性	制度を必要としている人による利用につながるよう、引き続き、周知を図ります。判断能力が十分でない人の権利が守られるよう、引き続き市・関係機関と連携しながら支援に取り組めます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	◎	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②権利擁護事業（法人後見事業）										
概要	本会が、成年後見人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。また、法人後見運営委員会を開催し、事業の円滑な実施を図ります。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	－	－	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③日常生活自立支援事業										
概要	認知症や障がいによって判断能力が不十分な人に対し、福祉サービス利用のための支援や日常的な金銭管理、重要書類等の保管等の日常生活への支援を行うことで、利用者の権利擁護を図ります。										
本計画の方向性	県社協・市と連携し、継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	○	－	◎		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	④介護保険事業所における虐待防止対策										
概要	通所介護及び居宅介護支援事業所にて、本会の定める指針に基づき虐待防止対策委員会を設置し、不適切なケアの防止や利用者の身体の異常の確認等、職員及び養護者による虐待の防止に取り組んでいます。										
本計画の方向性	日常的に、両事業所に虐待防止担当者を置いて対応しています。 継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	－	○	－		継続	継続	継続	継続	継続

基本施策5 生活困窮者等の自立支援の充実

【福祉課】

近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下、物価の上昇により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しています。また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。こうした状況の中、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことを受け、生活困窮者が最後のセーフティネットである生活保護受給に至る前の、予防的な「第2のセーフティネット」としての支援の充実・強化が求められています。

地域のつながりの希薄化により、生活困窮者の情報が行政機関に伝わりにくいなどの課題もあることから、今後は実態把握に努め、住宅の確保、就労に向けた支援など、生活困窮に陥った人の自立に向けた総合的な支援体制の構築が必要となっています。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

○生活困窮者への支援に関する理解を深め、支援が必要となった場合は市福祉課、市社会福祉協議会等の相談窓口にご相談しましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

○生活やお金のことで支援が必要な人が身近にいたら、地域の関係団体や行政に連絡・相談しましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①生活困窮者の把握

✓ 福祉事務所やハローワーク（公共職業安定所）、NPO法人、その他関係機関と連携しながら、市内の生活困窮者に関する情報収集を行います。

②自立に向けた相談支援の充実

- ✓ 生活困窮者の自立に向けて、個別ケースごとに抱えている生活課題や困窮状態に陥った要因に合わせて、分野横断的に関係機関等と連携した総合的な相談支援を行います。
- ✓ 家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況確認と改善を図る家計改善支援事業について、実施体制の整備を図ります。

③住宅の確保に向けた支援

- ✓ 住まいをなくした、またはなくすおそれのある生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金を支給します。
- ✓ 生活困窮者居住支援事業の一環として、生活困窮者に対し緊急一時的な宿泊場所の提供を行います。

④就労に向けた支援

- ✓ 就労支援員による就労支援計画の作成やハローワーク（公共職業安定所）との連携を通じて、生活困窮者の就労と経済的自立を支援します。
- ✓ 就労を目指す生活困窮者に対し、一般就労に向けた日常生活の自立・社会的自立に向けた訓練を実施する「就労準備支援事業」について、実施体制の整備を図ります。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①生活福祉資金貸付相談事業										
概要	県社協や関係機関と連携しながら、生活困窮者の経済的自立と生活の安定を図るため、生活福祉資金の貸付の相談援助を行います。										
本計画の方向性	事業を実施する県社協の方針に沿って、事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②生活困窮者自立支援事業（支え愛）										
概要	市民からの寄付と本会への共同募金配分金を活用して、生活困窮の申し出がある者に対し、年3回を限度として食糧や日用品等を提供します。										
本計画の方向性	市民に対し、本事業に向けた寄付を広く募ります。また、本事業の実施に向けた自主財源の確保を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③歳末助け合い事業										
概要	歳末助け合いとして、生活保護世帯に食糧品、16歳未満の障がい児に図書カードを贈り支援します。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。また、本事業の実施に向けた自主財源の確保を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

基本施策6 再犯防止の推進

【長寿介護課】

法務省発表の「令和5年版再犯防止推進白書」によると、刑法犯再犯者数は年々減少傾向にあるものの、令和4年次の刑法犯再犯者率は47.9%と半数近くを占めています。犯罪や非行をした人の中には、仕事や住居がない、高齢で身寄りがないなど、地域で生活する上で困難な課題を抱えている人が少なくありません。更生し社会復帰したのち、地域社会の一員として、孤立せず安定した生活を送るためには、切れ目なく息の長い支援、そして受け入れる環境が求められます。また、地域の目が再犯を踏みとどまらせることにつながるため、温かい見守りを含めた犯罪予防活動を推進していく必要があります。

なお、この基本施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項で定められている「地方再犯防止推進計画」として位置づけられるものです。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 再犯防止に向けた取組に関心を持ち、保護司会、更生保護女性会や関係団体等に対する理解を深めましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 誰もが地域社会の一員であるという意識を持ち、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を温かく見守りましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①立ち直りに向けた支援活動の強化

- ✓ 罪を犯した人や非行のある少年が矯正施設等を出所後適切な福祉サービスを受けられるよう、刑務所、保護観察所、少年鑑別所、地方検察庁、山梨県地域定着支援センター、弁護士、保護司等の関係機関・団体との連携の強化を図ります。
- ✓ 地域に根差した支援の構築を図るため、罪を犯した人や非行のある少年が生活する地域の住民や企業との連携・協働のあり方について検討していきます。

②更生保護活動支援

- ✓ 保護司会や更生保護女性会等による活動への支援、罪を償い、再出発を目指す人の立ち直りを支える更生保護活動に係る経費の補助等の支援に取り組みます。
- ✓ 保護司が身近で安全に面接を実施することの可能な場所の確保に努めます。

③再犯防止・更生保護活動の広報及び啓発活動

- ✓ 再犯防止や更生保護活動に関する情報について、再犯防止啓発月間（7月）に実施する、犯罪のない明るい社会をみんなで目指す「社会を明るくする運動」等を通じて広く住民に周知します。

基本目標 4 誰もが快適に暮らせる環境づくり

基本施策 1 防災・防犯体制の整備

【総務課・福祉課・長寿介護課・こども子育て課・教育課】

近年、台風や豪雨、地震等による自然災害や、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが増えてきており、防災・防犯に対する関心は高まっています。市民アンケート調査によると、地域の中の役割や地域の人が協力する取組について期待することの第1位に「災害や防災対策」（52.6%）が挙がっている一方で、地域でのつながりの希薄化に伴って、支援を必要とする人を見つける機能が低下している現状もあります。いざというときに対応できる仕組みづくりが求められていることから、今後は、避難行動要支援者名簿の登録者数の増加を目指し、災害発生時には、近くに住む人や自治会・民生委員児童委員・消防団・警察等が連携しながら対応できるような関係の構築や活動の支援を行うことが必要となります。

また、防犯対策についても、交通安全の強化や、振り込め詐欺・悪質商法等による被害の予防や対策の充実を図るなど、防犯力のある地域づくりが課題となっています。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- 地域の避難経路や避難場所を把握し、防災に関する情報収集に努めましょう。また、災害時における家族や知人との連絡手段について、事前に話し合ひましょう。
- 周りの人を誘って、地域の防災訓練等に積極的に参加しましょう。
- 日頃から、地域の人と顔の見える関係づくりをしましょう。
- 犯罪や消費生活に関するトラブルに注意を払い、防犯に関する知識を身につけましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 地域で災害時に支援が必要な人がいたら、緊急時に支援し合えるよう体制を整えましょう。
- 防犯パトロールや地域での声かけ活動を積極的に行い、地域の防犯力の向上に努めましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①災害時に備えた日常的な声かけの促進

- ✓ 地域や隣近所での日常的な声かけや、民生委員・児童委員による見守り活動等を通じて、顔のみえる関係づくりと支援を必要とする人の把握を推進することで、災害発生時に助け合うことのできる体制の構築を促進します。

②避難行動要支援者名簿の作成・管理

- ✓ 高齢者や障がいのある人等の、避難において支援を必要とする「避難行動要支援者」について、本人の申し出や同意を尊重しながら「避難行動要支援者名簿」を作成します。作成した名簿は、自治会や民生委員・児童委員、警察、消防団等の関係機関と共有するとともに、要支援者の情報の定期的な更新を行います。
- ✓ 避難行動要支援者名簿の情報をもとに、要支援者一人ひとりの避難経路や避難場所、持病や健康状態等についてとりまとめた個別避難計画を作成します。
- ✓ 個別避難計画作成に向けて、要支援者が必要とする支援を受けることができるよう、福祉・介護・防災等の関係機関の連携強化を図ります。

③自主防災組織の充実

- ✓ 災害時に隣近所での身近な助け合いができるよう、地域の防災活動において中心的な役割を担う「地域減災リーダー」を中心として、地域の実態に応じた自主防災組織の充実・強化を図ります。また、「地域減災リーダー」の担い手の確保・養成を図ります。
- ✓ 消防団等の関係部署と「避難行動要支援者名簿」を共有し、円滑な救助体制・避難体制の確立を図ります。
- ✓ 自治会や自主防災組織が実施する避難訓練において、要支援者の避難支援訓練の実施を支援するとともに、要支援者の避難訓練への参加を呼びかけます。

④緊急通報システムの確立

- ✓ ひとり暮らし高齢者等が急病や緊急時に迅速に支援を受けることができるよう、高齢者の居宅に24時間連絡可能な緊急通報システムを設置します。また、定期的な電話連絡による状況確認を行います。
- ✓ 認知症の人等が行方不明になったときに迅速な対応を図ることができるよう、警察署・消防署・郵便局・交通機関等と連携して徘徊SOSネットワークを構築します。

⑤緊急時における支援活動の推進

- ✓ 災害時等の緊急時における支援体制を確保するため、避難所運営マニュアルや業務継続計画（BCP）等を活用して関係機関・関係団体等との連携を図ります。
- ✓ 災害時に支援活動を行う「災害ボランティアセンター」について周知し、緊急時における支援の担い手の確保を図ります。
- ✓ 災害時の緊急連絡ツールとなる、災害・防災・行政情報を発信する市公式アプリ「にらさき防災・行政ナビ」を運営するとともに、利用促進を図ります。

⑥交通安全の強化

- ✓ 交通事故の発生防止に向けて、交通安全教室を開催するとともに、交通安全協会等の関係団体と連携しながら、交通安全運動を実施します。
- ✓ 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校等に出向いて交通安全教室を実施し、子どもの交通安全意識の向上を図ります。
- ✓ 交通事故の起こりにくい環境をつくるため、通学路をはじめとする交通事故の危険性が高い箇所について、カーブミラーやガードレール、街灯等の設置を進めます。

⑦防犯体制の充実

- ✓ 市民が犯罪の被害者にならないよう、防犯パトロールや地域での声かけ活動の充実を図り、犯罪が起こりにくい地域づくりを図ります。
- ✓ 振り込め詐欺や悪質商法、いっそう巧妙化している特殊詐欺等の被害に遭わないよう、高齢者を中心に周知啓発を行い、防犯意識の高揚を図ります。
- ✓ 犯罪被害や消費生活に関するトラブルに遭った市民の心のケアを図るとともに、法律相談や消費生活相談等の専門の相談窓口での支援を図ります。
- ✓ 幼稚園・保育所・認定こども園、小中学校への防犯カメラの設置や学校警備・環境整備員の配置等を通じて、子どもの安全を確保する取組を強化します。【再掲】

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①各種団体による声かけ（あいさつ、虐待防止、防犯等）運動の実施【再掲】										
概要	シニアクラブのほか、事務局を受け持つ団体に、積極的な声かけを働きかけます。また、各種支援制度の情報を提供し、支援が必要な方がいた場合には本会へとつなぐ活動を推進します。 団体会員により、隣近所への声かけや支え合いが行われるよう、支援体制づくりを推進します。										
本計画の方向性	各種の声かけ運動について、各団体を通じて周知を図ります。また、声かけ運動にとどまらない支援方法についても検討していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	○	—	◎	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②災害時のボランティアによる支援体制の充実										
概要	災害発生時における支援体制の拡充を図るため、災害ボランティア養成講座の実施による人材育成やボランティアの登録を行います。										
本計画の方向性	市と連携し、ボランティア登録制度や管理方法の確立を図ります。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	○	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③防災意識の向上に向けた研修・訓練の実施										
概要	防災意識の向上を図るため、災害発生時に重要な役割を担う赤十字奉仕団に対し、各種研修・講習会を実施するとともに、県主催の研修・講習会について情報提供し、参加促進を図ります。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	－	－	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	④徘徊SOSネットワークへの協力										
概要	認知症の人等が行方不明になったときに迅速な対応に協力できるよう、徘徊SOSネットワーク協力機関として登録し、訓練に参加しています。										
本計画の方向性	継続して協力機関として登録していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	○	－	◎	－	○		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤災害ボランティアセンターの運営に向けた訓練の実施										
概要	災害発生時に、支援に来るボランティアの人々を受け入れるための拠点である災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、設置を行う市と共同で、災害ボランティアセンターの開設・運営訓練を実施します。										
本計画の方向性	設置を担う市と連携しながら、市民を交えたボランティアセンターの開設・運営訓練を行います。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	○	－	◎	○	－		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑥指定福祉避難所としての体制整備										
概要	市老人福祉センター及び大草デイサービスセンター「こぶし荘」が、障がいのある人や寝たきりの高齢者等の一般の避難者との共同生活が難しい要介護者の生活環境の確保や健康状態の把握を行う指定福祉避難所（要配慮者施設）に指定されていることから、市災害対策本部と連携しながら、指定福祉避難所を運営します。また、市が実施する総合防災訓練に参加するとともに、災害発生時を想定した受け入れ訓練を実施します。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	－	○	－	－		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑦交通安全・防犯に関する啓発の実施										
概要	関係機関等から提供される、交通安全・防犯等に対する啓発資料をシニアクラブのほか本会の関係する各種団体に配布し、注意喚起を行います。また、事業所として、職員に対するアルコールチェックを実施するほか、交通安全対策に取り組みます。										
本計画の方向性	現状の取組を継続して実施するとともに、高齢者向けのスマートフォン教室開催の際に、携帯電話使用にまつわるトラブルについても周知・指導していきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑧防犯ブザーの配布【再掲】										
概要	子どもを犯罪被害等から守るため、市内小学校の新入学児童に対し、防犯ブザーを寄贈し、併せて防犯意識の啓発を図ります。										
本計画の方向性	継続して事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	—	—		継続	継続	継続	継続	継続

基本施策2 誰にとっても暮らしやすいまちづくり

【福祉課・こども子育て課・長寿介護課】

子どもや子育て中の保護者、高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする人が外出や社会参加をするためには、安心して歩ける歩道の整備や公共施設のバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりの推進が求められています。本市においても、高齢者や障がいのある人などの移動手段の確保・維持も大きな課題となっているため、市社会福祉協議会や企業、地域住民との協働による支援体制づくりが必要となっています。

また、市民の福祉意識の向上を図り、心のバリアフリー化を推進するなど、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化をはじめとした、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していく必要があります。

【市民に取り組んでほしいこと（自助）】

- バリアフリーやユニバーサルデザインなどに関心を持ち、図書館や市ホームページなどで調べ、理解を深めましょう。
- さまざまな心身の特性や考え方を持つ人の理解を深め、支え合う意識を持ちましょう。

【地域で取り組んでほしいこと（互助・共助）】

- 地域で外出の支援が必要な人がいたら、できる範囲で助け合いましょう。
- 歩きづらい箇所や壊れた箇所を見つけたら、関係機関に連絡し、安全確保に努めましょう。

【市が取り組むこと（公助）】

①公共施設・交通機関におけるバリアフリー化の推進

- ✓ 地域において、子どもや子育て中の保護者、障がいのある人や高齢者が安全かつ快適に活動できるよう、市民・事業者・関係機関等の協力により、バリアフリーの考えに基づく道路や公共施設、交通機関等の新築・改築を継続して実施します。

②移動手段の確保

- ✓ 子どもや子育て中の保護者、高齢者や障がいのある人の買い物、通院、通学や通勤などの日常生活における移動手段の確保を図るため、市民バスの運行維持に努めるとともに、利便性の向上を図るため随時運行形態等の見直しを行います。また、さらなる利便性の向上に向け、AIオンデマンド交通システムを導入します。
- ✓ ボランティア活動の一環で実施されている移動支援について、利用促進と活動支援を図ります。

③情報バリアフリーの整備促進

- ✓ 市が発行する広報誌や市ホームページについて、点訳や音訳による情報提供を推進し、障がいの有無等に関わらず誰もが等しく情報を得ることのできる環境の整備に努めます。

④心のバリアフリーの実現

- ✓ 障がいのある人による地域活動への参加促進や、高齢者や障がいのある人が主体となって取り組む活動の場の整備等を通じて、地域の中で誰もが交流できる場を充実させ、市民の心のバリアフリー化を推進します。

⑤ユニバーサルデザインによるまちづくり

- ✓ 性別や年齢、国籍、能力、障がいの有無等に関わらず、すべての住民にとって暮らしやすい「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を推進するため、市民にとって移動しやすく、かつ安全が確保される道路や、市民にとって使いやすい、あったら助かる公共施設等の整備に努めます。

【市社会福祉協議会が取り組むこと（公助）】

※「主な担い手」…◎は主体的な役割を担う、○は参加・支援・連携・協力など一定の役割を担う

事業・取組	①移動支援事業「おでかけ」										
概要	高齢者や障がいのある人をはじめとする市民が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、本会の車両を活用した、ボランティアによる移動支援を行います。 担い手となるボランティアの養成や利用者宅への訪問・面談・受付、支援を行うボランティアの調整、定例会開催等を行います。										
本計画の方向性	運転支援のできるボランティアの人材確保に努めます。また、地域住民に養成研修への参加を呼びかけていきます。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	◎	—		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②福祉車両の貸し出し										
概要	市民のボランティア活動の推進及び住民の日常生活における利便性の向上を図るため、本会が管理しているボランティア車両・車いす対応型車両の貸し出しを行います。										
本計画の方向性	継続して、事業を実施します。										
主な担い手	社協	地区社協	市	市民	関係機関等	行動計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	◎	—	—	○	○		継続	継続	継続	継続	継続

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の普及・啓発

本計画で定めた地域福祉に係る取組の推進においては、市民や関係団体・民間団体、ボランティア、事業者、行政等の計画に関わるすべての主体が共通の認識を持つことが必要です。

そのため、市のホームページや広報誌、市役所の窓口等を活用して、本計画を広く周知していきます。

また、福祉に関する講座や生涯学習活動を通じて、地域福祉計画についての普及・啓発を図っていきます。

2. 関係主体間の連携の推進

地域福祉の推進には、計画に関わる一人ひとりができることに取り組むとともに、相互に連携・協働を図ることが重要です。

今後は、市民・関係団体・行政等の地域福祉において役割を担う各主体が交流・連携していくことで、効果的な見守り・支援を行うことのできる体制づくりを目指します。

3. 庁内推進体制の構築

地域福祉の推進に向けて、庁内の関係各課が横断的に情報を共有できる仕組みを構築するとともに、地域にある福祉課題に対して、連携して対応する体制づくりに努めます。

4. 計画の進行管理

計画の着実な実施を図るため、関係各課の連携の下で、PDCAサイクルに沿って本計画の進捗管理・点検・評価を定期的実施し、必要に応じた見直しを行います。

資料編

1. 韮崎市地域福祉計画策定懇話会要綱

韮崎市告示第52号

韮崎市地域福祉計画策定懇話会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく韮崎市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定又は変更に関し、市民各層の意見を反映させるため、韮崎市地域福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項に関して協議し、その結果を市長へ報告するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、懇話会が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関又は団体の代表者等
- (3) 市民代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は変更が終了する日までの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇話会は、会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、第1回の懇話会の会議は、市長が招集する。

2. 蕪崎市地域福祉計画策定懇話会委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属及び役職	備考
1	水川 勉	蕪崎市社会福祉協議会 会長	会長
2	一木 芳恵	蕪崎市民生委員児童委員協議会 会長	副会長
3	野口 明宏	蕪崎市医師会 会長	R6.4 委嘱(前任者:寺本真人)
4	市川 寛子	蕪崎市歯科医師会 会長	
5	井上 泰輔	蕪崎市立病院 院長	
6	岩下 泰樹	蕪崎市地区長連合会 会長	
7	藤嶋 英毅	蕪崎市シニアクラブ連合会 会長	
8	今福 久子	蕪崎市身体障害者福祉会 会長	R6.4 委嘱(前任者:平賀興亜)
9	井上 由美子	蕪崎市ボランティアの会 会長	
10	山本 幸子	蕪崎市愛育会 会長	
11	大澤 智彦	蕪崎市PTA連合会 会長	
12	中山 英里	蕪崎市立保育園保護者会 代表	R6.4 委嘱(前任者:森山美智恵)
13	戸島 公男	峡北地区保護司会 副会長	
14	井上 武幸	蕪崎市福祉課 課長	R6.4 委嘱(前任者:野口文香)
15	稀代 邦哲	蕪崎市こども子育て課 課長	R6.4 委嘱(前任者:横森弘樹)
16	早川 洋	蕪崎市健康づくり課 課長	R6.4 委嘱(前任者:山本英俊)

(前任期間 R5.10.30~R6.3.31)

事務局	福祉課
	こども子育て課
	健康づくり課
	長寿介護課
	市社会福祉協議会

3. 計画の策定経過

年月日	項目	内容
令和5年10月30日	第1回 韮崎市地域福祉計画策定懇話会	○地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要等について ○地域福祉に関する市民アンケート（案）について
令和5年11月29日 ～12月15日	地域福祉に関する 市民アンケート調査の実施	
令和6年7月11日	第1回 韮崎市地域福祉計画策定懇話会	○地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要等について ○地域福祉に関する市民アンケート調査の結果について
令和6年10月3日	第2回 韮崎市地域福祉計画策定懇話会	○地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について ○地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子（案）について ○地域福祉計画の基本理念（案）と施策体系（案）について
令和6年12月5日	第3回 韮崎市地域福祉計画策定懇話会	○地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について ○パブリックコメントについて
令和6年12月20日 ～令和7年1月17日	パブリックコメントの実施	
令和7年2月13日	第4回 韮崎市地域福祉計画策定懇話会	○パブリックコメントの結果について ○地域福祉計画・地域福祉活動計画の承認

4. 用語解説

あ行

アウトリーチ

一般的には、積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につなげるよう積極的に働きかける取組を指す場合もある。

一般就労

通常の雇用形態のことで、雇用契約を結んで企業へ就職することをいう（この場合、労働基準法や最低賃金法が適用される）。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

AI オンデマンド交通システム

バスに乗りたい時に電話やスマートフォンから予約し、最寄りの乗降場所（ミーティングポイント）から希望する目的地まで、他の利用者と乗り合って移動する交通システム。利用者は、利用したい時により自宅の近くから乗車でき、利便性向上につながることを期待されている。

SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。代表的なものに、Facebook（フェイスブック）、X（エックス）、LINE（ライン）などがある。

NPO

Non Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略称。民間非営利組織といわれるもので、ボランティア活動、市民活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人を「NPO法人」と総称する。

か行

共同募金会

社会福祉法（第113条）に基づき共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人で、都道府県ごとに設置されている。募金は配分委員会の承認を得て、地域福祉の推進を図るため、小地域福祉活動の育成、福祉関係団体や社会福祉施設の事業等に配分されている。

基幹相談支援センター

障がい福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関。

ケアマネジャー

介護支援専門員のことで、介護が必要な人が適切なサービスを利用できるように支援する専門職。サービス利用者やその家族の相談対応や、市町村や介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画の作成などを行う。略してケアマネともいわれる。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当する。

高齢者虐待

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、第2条において、65歳以上の高齢者に対する、養護者及び養介護施設従事者等による虐待と定義している。なお、同法同条において、虐待の種別を次の5つに分類。①身体的虐待（身体的暴行を加えること。）、②ネグレクト（養護を著しく怠ること。）、③心理的虐待（心理的外傷を与える言動を行うこと。）、④性的虐待（わいせつな行為をすること又はさせること。）、⑤経済的虐待（高齢者の財産を不当に処分すること又は高齢者から不当に財産上の利益を得ること。）

こども家庭センター

従来の「子育て世代包括支援センター」（母子保健）と「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）が統合し、名称を改め、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に、切れ目のない相談・支援を行う拠点。児童福祉法の改正により、令和6年4月から各自治体に設置することが努力義務化された。

こども食堂

子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たす。

個別避難計画

高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に配慮が必要な方について、支援者や避難先など一人ひとりの状況に応じて市町村が作成する避難計画。

さ行

災害ボランティアセンター

災害発生時に不特定多数のボランティアが集まる現場において、ボランティア活動を効率よく推進し、被災者の復旧・復興を支援する拠点。

自主防災組織

地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織。主に自治会・町内会等の下部組織として結成されることが多く、学校区単位やマンション単位で結成されることもある。

児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律（第2条）において、児童虐待とは、保護者がその監護する児童に対して行う次の行為と定義している。①身体的虐待、②性的虐待、③養育の怠慢・拒否（ネグレクト）、④心理的虐待。同法では、虐待の禁止、早期発見、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務、虐待を受けた児童への支援等が定められている。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年（1951）年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

社会福祉法

社会福祉全般についての共通的基本事項を定めるとともに、福祉サービス利用者の利益の保護や地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。平成12年6月に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正された。主な内容の一つに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されている。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

重層的支援体制整備事業

属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、市町村の任意事業。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認するための手帳。障がいの程度により1級から6級の等級に区分されている。

生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、①地域資源や高齢者のニーズの把握、②生活支援サービスの担い手の養成や発掘、③地域に不足するサービスの創出や活動する場の確保などを行うことで、地域の支え合いの体制を構築する人のこと。

生活福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付金。実施主体は、県社会福祉協議会で、申請窓口は市町村社会福祉協議会である。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付することで、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを目的とする手帳。

制度の狭間の課題

従来の公的福祉サービスの対象でなく、適用できる制度がない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態。具体的な例として、ごみ屋敷やひきこもり、ホームレス、近隣住民同士のトラブルなどが挙げられる。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分で、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人など）がその方を支援する制度。選任される方の多くは、弁護士・司法書士など。

セーフティネット

「安全網」と訳され、経済的なリスクが発生した際に安全や安心を提供し、保護する仕組みの総称。社会保障の一種である。

相談支援専門員

指定相談支援事業所において、障がい者や障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援等を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援を行う。障がい福祉に関する一定の経験を有し、相談支援従事者研修の受講が必要となっている。

た行

ダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、子育てをしている者（世帯）が、親の介護も同時に担う状態のこと。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で継続的に生活できるよう、各市町村に設置されている機関。総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、介護予防ケアマネジメント業務のほか、医療機関や地域の関係機関と連携しながらケアマネジャーへの支援などを行う。

地区社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会が小学校区や自治会などを単位とする住民の身近な地域（小地域）の範囲で、住民が進んで福祉活動に参加できるように設置を進めている組織。

DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略称。一般的に、配偶者やパートナーなど親密な関係にある（または、あった）者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多い。

な行

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等によって日常生活上の判断が十分にできない方が、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などを援助する事業。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座の受講が必要である。

認定こども園

幼稚園と保育所（園）の両方の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに、教育・保育、地域における子育て支援を一体的に提供する施設です。

は行

8050問題

80代の親が、ひきこもり状態の長期化等の生活課題を抱える50代の子の生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態を指す社会問題。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人等が社会生活をしていく上で、バリア（障壁）となるものを除去すること。建物の段差解消など物理的なバリアのみならず、社会的、制度的、心理的なすべてのバリアの除去という意味でも使われている。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

ひきこもり

厚生労働省では、「さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたり家庭内にとどまり続けている状態を指す現象概念」としている。その状態にある人を指す場合もある。

避難行動要支援者名簿

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」を災害に備えて地域全体で支援していく取組を進めるため、災害基本法に基づき、市町村が作成する名簿。事前に情報提供の同意のあった要支援者の名簿は、防災関係機関や地域自治組織等に配布され、平常時の見守り活動等にも活用される。

ファミリー・サポート・センター

生後3か月から小学6年生までの子どもがいる家庭に対し、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、まかせて会員がおねがい会員の子どもの預かるなどの相互援助活動を支援している。

フレイル

加齢とともに筋力や認知機能が低下し、生活機能障害・要介護状態などの危険性が高くなった状態。

放課後子ども教室

放課後や長期休業中に小学校の施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う取組。

放課後児童クラブ

就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後や土曜日・長期休業中に児童センターを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るもの。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体に対し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、割合に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないとする制度。重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、それぞれの雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとみなされる。平成18（2006）年4月の法改正によって、精神障がい者も法定雇用の対象となった。

ボランティア

社会で起こっているさまざまな問題や課題に対し、個人の自由な意思によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行う人々のこと。

ボランティアセンター

社会福祉協議会に設置されることが多く、ボランティアに関する情報発信や、ボランティア活動に関する相談、手続き、各団体との調整などを行う拠点。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、住民の相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進のための活動を行う。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の児童及び妊産婦の生活や環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関する援助・指導などの活動も行う。

や行

ユニバーサルデザイン

施設や製品等について、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（※1）もしくは要支援児童（※2）及びその保護者または特定妊婦（※3）の適切な保護または適切な支援を図るため、関係する機関が構成員となり、児童及び保護者の情報の交換や支援内容の協議を行う機関。平成16年11月の児童福祉法改正により、地方公共団体は、その設置に努めるよう規定された。

※1 要保護児童…保護者のない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

※2 要支援児童…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

※3 特定妊婦 …出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

ら行

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある方等を対象として、障がいの早期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

療育手帳

知的障がい児（者）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付する手帳。

**韮崎市地域福祉計画・
地域福祉活動計画**
〔令和7年度～令和11年度〕

令和7年3月

発行：韮崎市 長寿介護課

〒407-0024 山梨県韮崎市本町三丁目6番3号

TEL 0551-23-4313 / FAX 0551-23-4316

社会福祉法人 韮崎市社会福祉協議会

〒407-0037 山梨県韮崎市大草町若尾1680

TEL 0551-22-6944 / FAX 0551-22-6980